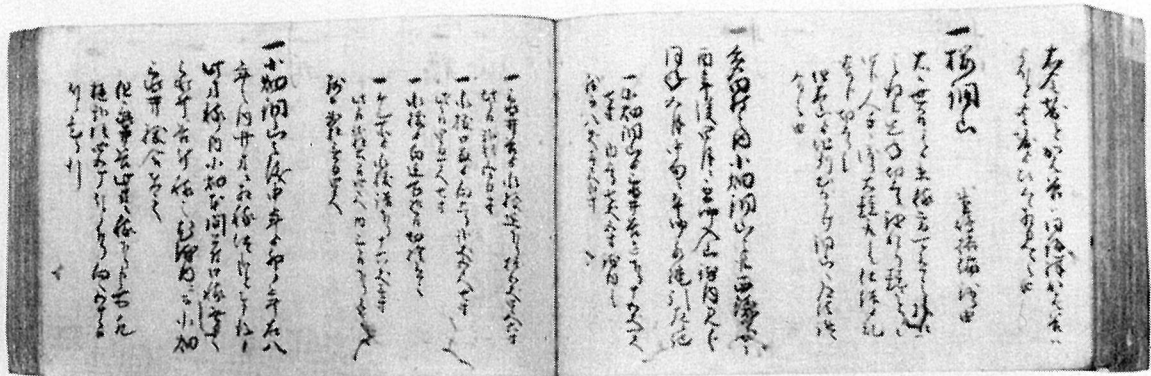
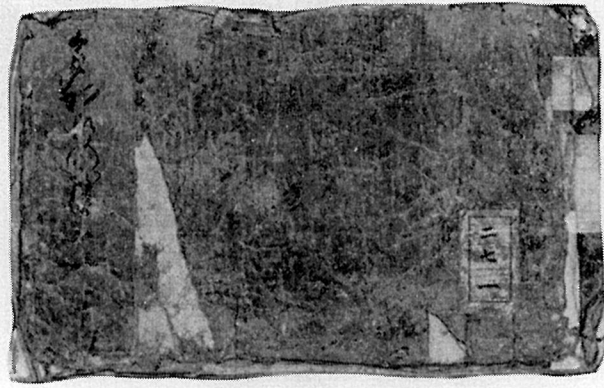


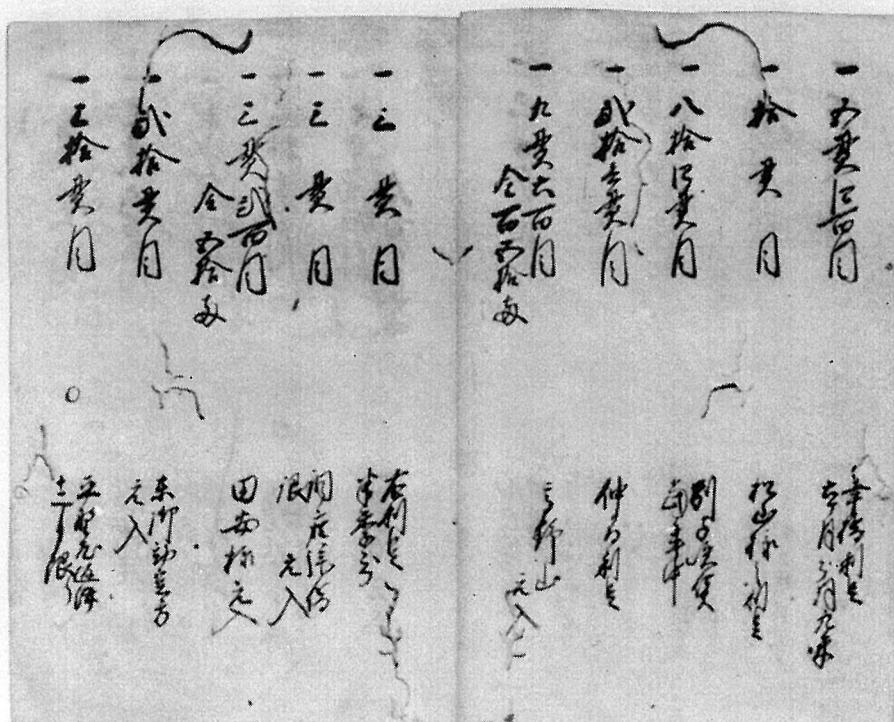
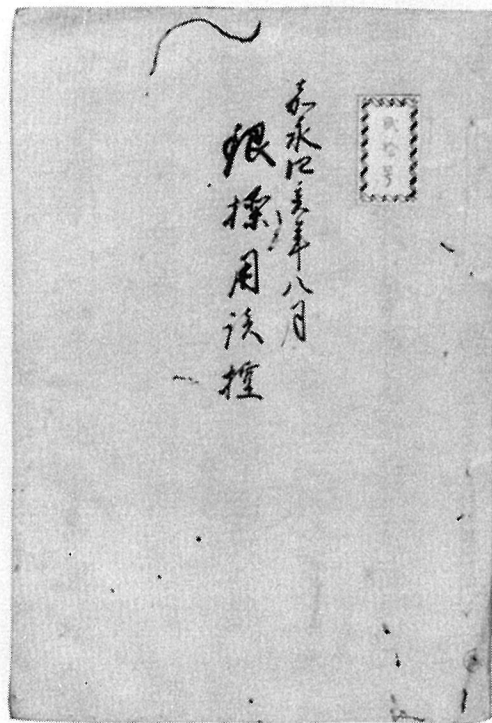
昭和五十八年八月

住友修史室報

第一〇号



たからのやま (宝の山)



銀操用談控 (嘉永4年)

目次

近世、但播州の銅山について(一).....	小葉田 淳.....	1
幕末期住友の経営危機と別家.....	今井典子.....	29
後記.....		53

口 絵 たからのやま・銀操用談控

近世、但播州の銅山について(一)

小葉田 淳

目次

はじめに

- 一 近世前期の但播州銅山
- 二 但播州銅山の産銅と大坂廻銅(以上本号)
- 三 住友稼行の但播州銅山
- 四 近世後期の但播州銅山
- 五 但播川銅山の支配と運上

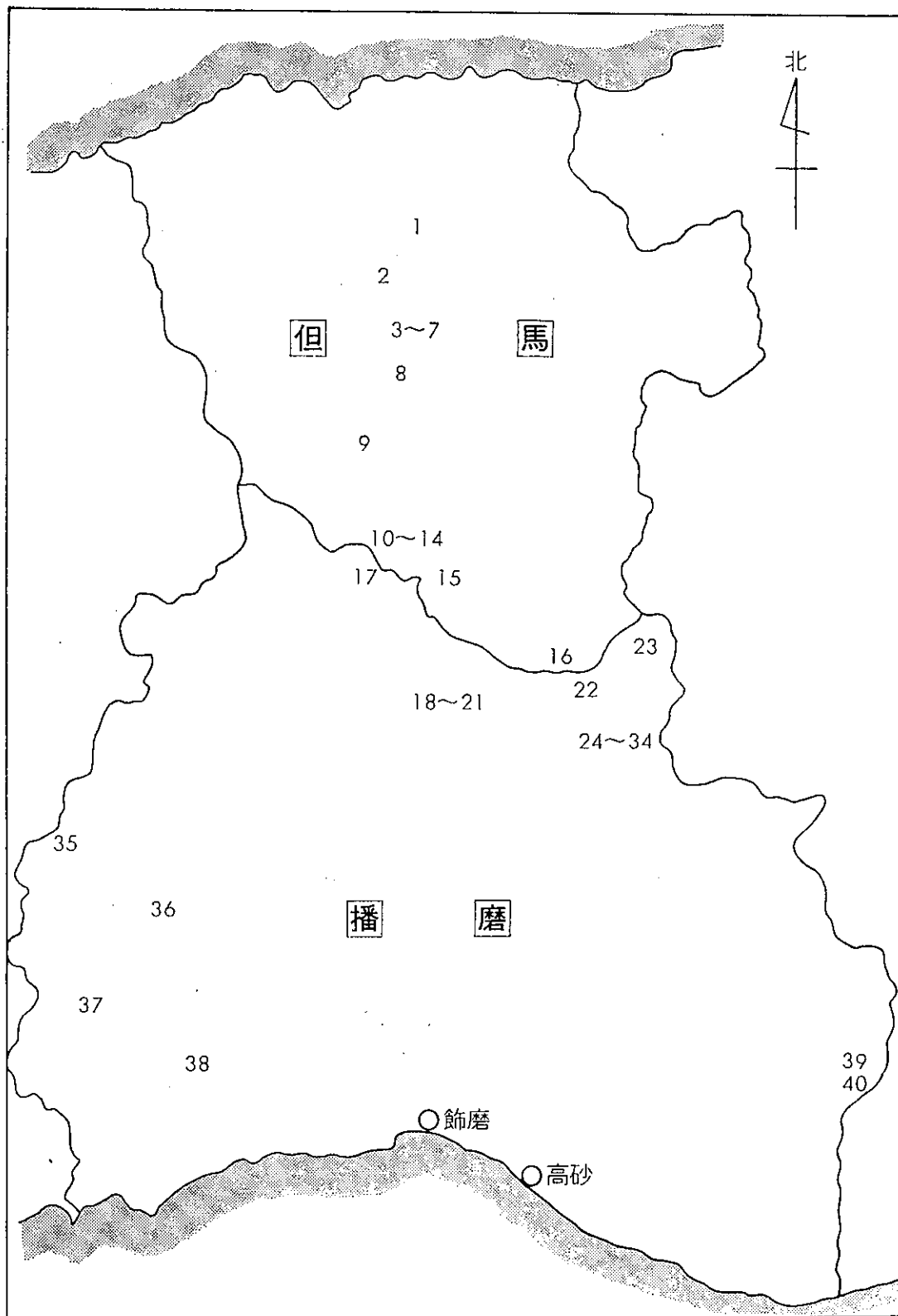
はじめに

昭和二十九年三月刊行の『京都大学文学部研究紀要』三に「生野銀山史の研究」を發表し、同三十一年五月・翌年五月発行の『兵庫県歴史学会会誌』一・二号に「但播州の鉾山」を起稿した。本稿は後者のうち銅山の記述につき、これを補訂したものである。但播州の銅山にあって最大の産銅鉾山は、もちろん生野銀山であるが、その産銅事情などは右の前者の報告にかなり詳細に述べており、本稿では必要な範囲内で言及するに留めたいと思う。

さて、本稿で抛用した史料は、昭和二十五年より同二十九年にかけて、主として生野町地区で採集したものである。⁽²⁾

第1表 但播州の主要鉱山一覽

鉱山名	所在地	現在地名
1 椒金山	気多郡椒村	兵庫县城崎郡竹野町
2 万場银山	同 郡万場村	同 郡日高町
3 阿瀬银山 4 阿瀬奥金山	} 同 郡羽尻村	//
5 寺谷金山 6 河畑银山		
7 霜山銅山		
8 日畑金山	養父郡日畑村	養父郡八鹿町
9 中瀬金山	同 郡吉井村	同 郡関宮町
10 和田銅山	同 郡和田村	同 郡大屋町
11 田淵銅山	同 郡田淵村	//
12 明延銅山 13 金木谷銅山	} 同 郡明延村	//
14 瀬谷銅山		
15 神子畑银山	朝来郡神子畑村	朝来郡朝来町
16 生野银山	同 郡生野银山町	同 郡生野町
17 富士野銅山	宍粟郡倉床村・公文村	宍粟郡一宮町
18 小福地銅山 19 亀若銅山	神西郡川上村	神崎郡大河内町
20 犬見銅山 21 大路鉛山	同 郡犬見村	//
22 作畑銅山	多可郡作畑村	同 郡神崎町
23 坂野谷銅山	同 郡鳥羽村	多可郡加美町
24 妙見山(柏木)銅山	同 郡観音寺村	//
25 寺谷銅山 26 樺坂銅山	} 同 郡観音寺村・豊部村	//
27 相山銅山		
28 小畑銅山 29 亀井谷銅山	} 同 郡多田村	//
30 立岩銅山 31 年多郡銅山		
32 久留須銅山		
33 勝浦谷銅山	同 郡多田仲間村	//
34 金堀銅山	同 郡牧野新町	同 郡中町
35 桜銅山	佐用郡桜村	佐用郡佐用町
36 鉸谷銅山	同 郡鉸谷村	同 郡三日月町
37 苔縄銅山	赤穂郡苔縄村	赤穂郡上郡町
38 寺田銅山	同 郡寺田村	相生市
39 ゆこり谷銅山	美囊郡萩原村	神戸市
40 捨山銅山	同 郡木津村	//



第1図 但播州の主要鉱山 (図中の数字は第1表の番号に対応する。)

これは生野銀山をはじめ、生野役所が支配した所管内の但播州金銀銅鉛山関係史料ともいうべく、但播州の鉱山であっても私領内のものや、幕領でも他代官所の支配に属し、または生野役所所管が極めて短期に過ぎなかった地域に所在するものについては、多くはこれを欠くものと思われる。私の史料採訪は三〇年以前のこと、その後生野町などでも郷土史研究が盛んとなり、史料の発掘もあろうし、特に私領等の銅山所在地の史料調査は当然必要とされるが、今の私にはそれが叶わぬ。次に住友修史室所蔵の関係史料がある。但播州において泉屋(住友)が近世中期に稼行した銅山があることは、本稿に述べるところである。泉屋はまた銅吹屋・銅商として最大の業者で、但播州の産銅も大坂へ廻送されて、銅吹屋あるいは銅座が買い取ったから、これに関連する記録がある。

右の次第で、本稿は将来に備えた覚書に過ぎぬ。ただ、今後の研究者のために多少とも参考となり役立つならば、幸いと思うばかりである。なお近世但播州の主要鉱山の分布は、第1図・第1表のとおりである。

註

(1) 『日本鉱山史の研究』(昭和四十三年、岩波書店)に収録した。以下引用に『日鉱研』と略記する。

(2) 本稿にも引用する史料は次のとおりで、所蔵者などは採集当時のままによって記す。また史料名は「生野銀山史の研究」に註記したのと同様に略記する。

木村まつえ氏所蔵

「生野銀山附御証文写」 一冊 「銀証」

「生野銀山覚集」 一冊 「銀覚」

吉川増太郎氏所蔵

「生野銀山秘録」 一冊 「銀秘」

「生野銀山太盛山年代記」 一冊 「太年」

「銀銅山覚書」 一冊 「銀銅覚」

以上は増太郎氏嗣子注一氏について糺したが散佚していたため、「生野誌」の編著者の故太田虎一氏の筆写本に拠った。

山田守信氏所蔵

「生野銀山方留書」 一冊 「一番」

一 近世前期の但播州銅山

近世前期にすでに開発され、あるいは試掘程度に掘られた銅坑は、この地方に実は少なくないと思われる。しかしここでは史料の存するものについて述べておく。

但州の銅山で開発も古く著名なものに明延銅山(養父郡大屋町)がある。大同元年(八〇六)開坑の所伝があるが、しばしば述べているように、大同元年発見と伝える銅山は全国各地にあって、史実として採るわけにはゆかぬ。十五世紀はじめに銅山が開発され、産銅が増加したことは確かで、美作・備中・備後とともに但馬の銅山が掘られた。明延はこのころ採掘されていたとみられるかも知れぬ。

慶長四年(一五九九)に、それまで明延地方は八木城主別所吉治の所領であったのが、生野奉行間宮新左衛門支配となった。そのころ奥山に銀坑が開かれ、生野より役人を派遣して、生野銀山同様の仕法で運上を徴収したという。当時生野では売山と称して、諸山(間歩)につき一カ月の稼行に対し、運上高を値入れして入札し、落札によって請けたのである。この仕法は運上法とよび、荷分法に対するもので、金銀山の直山じきにおいて多く採用されていた。明延では、さらに二拾枚間歩・谷床間歩が掘られ、また近傍の金木谷・白所など諸所に銀坑が開かれた。寛永六年(一六二九)より請山制となったといい、このころ銅山となったようである。五年あるいは三年を年季として運上高を入札させて、落札者にその稼行を請け負わせたのである。しかるに入札高が意外に下値であるため、天和二年(一六八二)、請山を罷めて、役人を派遣し願主に稼行させ、出銅の一〇分一を口屋で運上として取り立てることとした。銅山では近世前

期に一般に、三年・五年の年季の運上高入札による請山制が多くみられ、やがて金銀山でしだいに多く採用されてきた直山荷分法を遵用して、ふつう産銅の一〇分の一を運上させる直山法に切り替えられた場合が多い。

ところで、大坂の銅屋から延宝二年（一六七四）霜月十四日に、おそらく大坂町奉行所あてかと思われるが、「国々銅山所書」を提出しており、これに五カ所の御蔵入御銅山すなわち幕領の銅山をあげており、そのうちに

播磨国妙見山御銅山 小野惣左衛門様御代官所

但馬国明延御銅山 豊嶋十左衛門様同断

とある。⁽¹⁾ 妙見山銅山については後に記すが、豊嶋十左衛門は大坂代官豊嶋権之丞勝正に擬しうるように思われる。そうすると、明延地方は一時その支配に属したことになるが、なお検討したい。⁽²⁾

しかし明延の分一運上制は元禄元年（一六八八）までのことで、翌二年からまた請山制になった。そのころ明延銅山は朝来郡神子畑銀山（朝来郡朝来町）と併せて請け負う例となっていた。

元禄二十四年 上銀一三、二五三匁一 山目

内 一二、二〇三匁一 明延分

一、〇五〇匁 神子畑銀山分

請主 但州八鹿村 喜右衛門

請人 同 六右衛門

喜右衛門はさらに請銀増しのうえ、元禄五年より三カ年の継続請負を願いでて、許可された。

上銀 一五、三八五匁二 山目

内 二、一三二匁一 増分

一四、三三五匁二 明延分

一、〇五〇匁 神子畑銀山分

山目は京目に対して一割二分出とされた。上銀は生野では灰吹銀をさらに精製した上灰吹銀をいうが、後世まですべて運上諸役がこの灰吹銀勘定になっていた。これは近世初期にはこの灰吹銀が通用していたからで、丁銀通用、すなわち灰吹銀はすべて引き替えられることになってから、丁銀に換算されて上納することになった。その時期はほぼ延宝ごろかと思われる。生野灰吹銀が銀座へ納付される時、銀座から指定した銀位が定まっている。享保年間より八歩四一六入り銀位とよばれたが、それは享保八年（一七二三）に、それまで生野灰吹銀一貫目に対し新銀一貫目に引き替えられていたのを、八歩四一六入りすなわち新銀八四匁一六を増給したからで、さかのぼって正徳六年以来七カ年分の引替分に対しても、一度に増歩を交付したのである。この銀位は、享保以前からすでに定まっていたと思われる⁽³⁾。ところで、この明延のほか但州金銀山の由来を記した記録の末に、阿瀬銀山・同金山、はじかみ・万場・寺谷・日畑の諸金山はみな請座すなわち請山であるとし、このうち阿瀬金・銀山等四カ所の請負運上高は、合計丁銀三六九匁であるが、これは元禄十六年（一七〇三）分で、上銀山目三〇五匁の運上に当たるとしている。これによると、上銀山目三〇五匁は京目三四一匁六で、これを丁銀三六九匁をもって納めているから、上銀は八歩入りとなる。元禄ごろの生野灰吹銀の引替値段をみるうえに、参考となる史料である⁽⁴⁾。

なお、神子畑銀山は間宮新左衛門支配のとき、元和元年（一六一五）、こぶもち間歩が開かれて役人を派遣し、売山として一〇カ年ほど栄えたという。そののち請山制となって、明延銅山とともに請ける例となったとされる⁽⁵⁾。

明延銅山は享保四、五年（一七一九、二〇）ごろ泉屋（住友）が稼行していた事実は後述する。享保十五年、明延の加奉次右衛門より生野役所へ差し出した覚によると、寛永年間ごろより銀山が衰えて、銅山として取り立てられたが、近年次右衛門が白札をいただき、一カ年分として丁銀一六〇目を上納しており、銅山が栄えたときは下知に従い、銅出来高相応に分一を運上することになっていると述べている。そして享保十四年に森垣村紙屋左兵衛が願いで、次右衛門名義の白札を左兵衛に譲ったという。⁽⁶⁾ 白札は稼行免許の札であるが、このころから白札山より冥加銀あるいは間歩役銀を鉾況に応じて上納することが始まったので、詳しくは後述する。

明延に近い金木谷銅山は、「宝の山」によると、元禄の前期ごろより生野の井筒屋弥兵衛が稼行し、またこれも明延に近い田淵銅山は、宝永四年（一七〇七）ごろより大坂屋久左衛門手代が採掘して、金千両ほども損したという。宝永五年正月、生野代官平岡四郎左衛門より御勘定所へ差し出した伺書に、但州の生野・明延、播州の小畑・亀井谷・樺坂・金堀・妙見山の七カ所の銅山を、元禄十五年より稼行を申しつけ、産銅もあったので、相応の運上を取り立て、翌十六年、出銅高に対して口銀一分五厘より二分までを徴収したが、宝永二年より産銅が増して運上も多くなり、口銀も二分より三分五厘までのうち、間歩相応に取り立ててよいと考える旨を伺うと記される。⁽⁷⁾ 生野と他山（生野以外の但播州鉾山をいう）では、運上・口銀に差があり、元禄十六年、平岡四郎左衛門代官のとき、生野は出銅一〇貫目につき運上銀二匁四二・口銀一匁九ずつ、他山は運上銀一匁三・口銀一匁を徴収することに定まったという。⁽⁸⁾ これによると、前述の口銀一分五厘より二分というのは、出銅一貫目についての額であろうか。

さて平岡四郎左衛門の伺書にみえる小畑・亀井谷・樺坂・金堀・妙見山の五カ所は、みな元禄以前に開発された播州多可郡所在の銅山である。元禄五年に記されたと思われる「播州多可郡銅山之事」に、牧野新町の妙見山（多可郡中

町)、観音寺村の樺坂(加美町)、豊部村の寺谷(同前)の三銅山の来歴につき、次のようにみえる。⁽⁹⁾ なお、かば坂については妙見山の内との肩書がある。

三銅山の開創は不明だが、姫路藩本多美濃守(忠政)領知のとき、元和六年(一六二〇)より江戸の忠八という山師が三カ所とも稼行して、一一カ年盛山であったが、そのうち稼行者はなかった。小野長左衛門支配のとき、寛文三年(一六六三)より大坂の十叶源兵衛が、やはり三カ所とも稼行した。さらに生野奉行の松波五郎右衛門支配のときであるが、延宝元年(一六七三)より同五年まで稼行するものがあり、そのうち稼行者はなかった。松波は寛文八年より生野奉行を勤めた。次いで先奉行のときすなわち酒井七郎右衛門(延宝八年—元禄五年在職)のとき、大坂のもので寺谷を五カ年銀五〇枚の運上で稼行を願いでたが、御勘定所へ経伺の結果は、運上少額とて許されなかった。元禄四年、江戸より岩城屋長左衛門という山師が生野へきて、播州銅山を見分した。そのとき牧野新町・観音寺・豊部の庄屋三人は、外部の山師の稼行では悪水の処理をよく致さぬと述べ、寺谷銅山を五カ年銀一〇〇枚の運上で、三人で稼行との願書を差し出した。生野奉行から右の願書を御勘定所へ届け、御勘定所よりは奉行参府のとき可否を伺うよう指示されたとある。

さて小野長左衛門は名は貞正で、寛永十二年(一六三五)代官となり、寛文十一年(一六七二)致仕し、同年暮に没した。多可郡の地域は寛永十六年、本多氏が転封の跡は幕領となつたらしく、長左衛門は寛文初年ごろは京都代官であつたかと思ふ。⁽¹⁰⁾ 延宝二年霜月に大坂の銅吹屋が届けた「国々銅山所書」に、「播磨国妙見山御銅山小野惣左衛門御代官所」とあることは前述した。惣左衛門は貞正の兄貞勝の子の貞久で、貞勝は大津代官を勤めたようである。寛永九年に父貞則に先だち死去し、貞久は同十八年、祖父の遺跡を継いで代官を勤め、延宝八年、致仕した。長左衛門貞正の二

男宗清は貞久の養子となり、延宝八年、家を継いで代官となったが、「武鑑」によると、天和六年（一六八二）ごろ京都代官であったという小野惣左衛門は、宗清であろう。延宝初年、妙見山地方を支配した小野惣左衛門貞久も京都代官であろうと思う。松波奉行支配のとき延宝元年―同五年、三銅山が栄えたというが、五カ年全期を松波支配下と厳密に解するにも及ばぬであろうから、三銅山地方が延宝二、三年ごろ生野支配に移ったのであろうか。将来なお検討を要する。

樺坂銅山について、明和四年（一七六七）ごろの記録と思われる「生野銀山初り」⁽¹¹⁾の中に、元禄十一年以前、丹波の井山伝右衛門が稼行したといわれるが、いつ開かれたのかは不明であるとし、そのうち泉屋吉左衛門が稼ぎ、観音寺村の仁右衛門が跡を譲りうけたと記している。元禄五年、三カ村庄屋の樺坂を含む三銅山稼行の願書は江戸へ送られたが、その結果は不明で、やがて井山伝右衛門が樺坂を請けたのであろうか。泉屋が樺坂を金堀銅山とともに観音寺村佐右衛門より譲りうけたのは元文四年（一七三九）で、これは後述する。「宝の山」に、泉屋の使用人が見分したと思われる宝永五年（一七〇八）より四、五年前に、引割つまり普請がなされており、山先は大坂の浅右衛門で、床一枚吹というから、採鉱量はそれほど多くなかったように記している。

牧野新町の金堀銅山について「生野銀山初り」に、宝永六年に大坂の牧野屋が稼行したが、その以前の開坑などは不明で、のち泉屋吉左衛門が稼ぎ、跡は観音寺村仁右衛門が譲りうけたとある。「宝の山」に、金堀銅山は樺坂と同鍵で、樺坂はよほど金堀より低くみえるとし、山師は大坂の平野屋で、山先は白石平兵衛・太兵衛兄弟で、床三枚吹である由を記している。牧野屋は平野屋の誤りと思われる。延享元年の金堀銅山絵図にみえる平野屋鋪は、その名を負うたものである。

多田村の小畑銅山は「生野銀山初り」に、元禄十五年より大坂の岡田屋七郎兵衛が稼行したと伝える。「宝の山」によると、泉屋の使用人平助が酉年閏四月、小畑銅山に入り、五月中旬に水繩を引き、つまり測量したとある。酉年は宝永二年であろう。この測量によると、小畑と亀井谷の両銅山は鋪内で抜けあっていて、小畑より亀井谷まで下り一五丈一尺七寸、鋪内で七丈五寸上っていて、実際の下りは差し引き八丈一尺二寸となる。亀井谷より水抜まで下り一五丈四尺六寸あり、水抜口留より水抜の向いまで一一〇間（水抜の延長）あり、この高低差が二丈五尺七寸とある。さて小畑銅山は同記に「申年卯ノ年右八年之内、此方ニ相稼仕候哉と奉存候」とあり、この部分は後年の追記であろうが、泉屋が享保元年（一七一六）以来八カ年稼行したようだと述べている。これについては後述するが、泉屋は正徳年中にすでに小畑を稼行したことは確かである。

寺谷銅山は元禄初年ごろ、よほど有望視されたことは前述したが、「宝の山」には小畑より東へうち越し、寺谷といたうところがあり、先年盛んであったよしと記し、鋪内を掘りつくして捨ておかれるとある。「生野銀山初り」に、享保九年、大坂の嶋屋喜右衛門が掘りはじめたとあり、おそらく宝永より享保にかけて一〇余年は休山であったらしい。ところで平岡四郎左衛門の伺書にみえる妙見山銅山は、元禄以前に幕領播州の銅山の代表的なものであったようであるが、そののちこの銅山名が現われぬようである。後期には生野は別格として、但播州銅山中で一時は産銅高が最も多かった柏木銅山がある。「宝の山」に檜木銅山について、「但妙見山の鑛すじ（筋）、下り坪四ヶ所あり、八丁下り詰め」とある。坪は掘場であろう。檜木銅山はすなわち柏木銅山であり、もとの妙見山銅山の後身ではあるまいか。多田村の久留寿銅山は「生野銀山初り」によると、宝永元年、大坂の大和屋が稼行したという。「宝の山」に多田村のうち、亀井谷の南の谷にくるすというところがあって、間歩が二つあり、鋪内を見分したが、かたかり（堅石）で

小鉷と記し、別にまた久留須銅山は豊部村若右衛門が稼行とも書いている。

以上の諸銅山は生野役所支配下に比較的長く稼行された幕領の銅山である。このほか但播州には開発も古く、私領あるいは幕領でも他の代官に長く支配された銅山がある。延宝二年霜月の大坂銅吹屋の「国々銅山所書」に、前述の幕領妙見山・明延のほか、御私領方として「播磨国桜山松平甚九郎様御領分」があげられる。甚九郎は名は康寛、父の康朗は松平康映の甥で、寛永十七年、康映より佐用郡のうち五、〇〇〇石を領ち与えられ、慶安二年（一六四九）、若くして死し、甚九郎が遺跡を継いだ。佐用郡桜山村銅山（佐用町）について「宝の山」によると、先年切上りが稼行に着手し、鉷脈に着いたとき人手に渡ったといい、小豆島の格編が稼行中のよしと記している。切上りは切上り長兵衛のことで、その稼行は元禄初年またはそれ以前のことであろう。

同じく佐用郡鉷谷村銅山（三日月町）へ宝永四年、泉屋より平助が見分に越し、同行したと思われる分六より翌年二月、少し鉷脈があるように報告してきたので、儀右衛門が山留四郎兵衛とともに見分に赴き、その結果は、鉷量は一軒（枚）吹の程度と判断された。⁽¹²⁾分六の報告内容と思われるものが、「宝の山」に記されている。それによると、北の平に、往古の引割や彦左衛門水抜の横相があり、南谷に亭津の横相があり、彦左衛門横相より下り詰まで樋四五丁があつて、そのうち一四丁は亭津横相で引け、残り三二丁あるという。これによると、下り詰より三二丁揚水すると亭津横相に排水できるというのであろう。また亭津横相よりは竹樋一五丁ほどが下っていて、下り一二丁のところ鉷が走り、加西郡北条村のものが宝永三年より翌四年冬まで稼ぎ、根戸一五丁の詰の付近を切り延べたといい、分六の判断では、一カ月に九枚吹・歩付四束として、産銅三、六〇〇斤としている。

なお、多可郡鳥羽村（加美町）坂野谷銅山について、宝永五年六月、銅座の小林由左衛門より泉屋へ書付を送ってい

るが、泉屋よりは「山座無之」と返答している。鳥羽村は当時生野支配であるが、生野関係記録にこの銅山名は見当らぬようである。

元禄五年、大坂銅吹屋の記録に、御公儀御銅山一カ所をあげ、但馬生野山・同明延山とともに播州富士野山を記して、「但当月々問掘被仰出候由」とある。宍粟郡富士野銅山（一宮町）は、元和・寛永ごろより銀銅を出したという。慶安四年（一六五二）八月、宍粟藩より富士野に銅が出るので、製錬用として富士野在所々の上山で炭焼を命じている。また翌年三月、黒原作右衛門なるものが富士野で銀山を掘ることを願ひ、藩より米五〇俵を貸与された。これは無利息ということであったが、採掘の方へは少分を回し、他への貸米にあてるといふので、藩よりその吟味を指示している。また、出鉛に備えて炭焼の竈二つを築かせるよう命じたが、出鉛がなくてこれを中止させた。当時の宍粟藩主は池田（松平）恒元であった。⁽¹³⁾宝永四年九月には、播州公文村ふとの銅山の問掘を銅座から頼まれて、泉屋では伊右衛門を派遣し、問掘の結果を銅座へ返答している。⁽¹⁴⁾

註

(1) 住友修史室所蔵「銅異国売覚帳」 以下特に所蔵者を記

さない史料は住友修史室所蔵である。

(2) 延宝元年の「武鑑」に、大坂代官に豊島権之丞、播磨代

官に松波五郎右衛門・藤村市兵衛・猪飼二郎兵衛・豊島権兵

衛等の名がみえる。松波は寛文八年―延宝七年の生野奉行で

ある。「寛政重修諸家譜」に権之丞勝正は十左衛門勝直の子、

勝直も代官となり寛文二年死、勝正遺跡を継ぎ六百石を知行、

のち代官になるとある。別に豊嶋泰能は十左衛門を称したが、

権兵衛の名ではなく、元禄十五年父の遺跡を継ぐも代官の経

歴はない。

(3) 『日鉦研』一七九―一八〇頁、二三五頁。

(4) 「銀覚」生野銀山灰吹両替歩合之覚によると、宝永四―

正徳五、両替灰吹老割五歩、正徳六―享保七、新銀目替、享

保八より両替歩合八歩四一六とあり、先年より宝永三まで両

替歩合考割とあつて、宝永三年以前は一割入りであつたように記すが、問題があるように思われる。

(5) 「銀覚」 但芻養父郡明延銅山之事、生野領但芻朝来郡神子畑銀山之事。

(6) 「一番」 享保十五年戊戌十月 明延銅山町加奉次右衛門 但芻養父郡和田村之内明延御山語伝之覚。加奉については『日鉞研』一七六頁参照。

(7) 「太年」 宝永五年子正月 平岡四郎左衛門 但播州銅山口銀につき伺書。生野奉行所が代官所に改まった時期については『日鉞研』二〇三頁参照。平岡在職中には代官を称したようである。

(8) 「銀覚」 享保十三年申三月 長谷川庄五郎・平岡彦兵衛但州生野銀山御運上極之伺書。

(9) 「銀覚」 および能見吾助氏所蔵「但播州金銀銅山并寺社其外旧記」。

(10) 「寛政重修諸家譜」卷五九六。寛永十七年、松平康映は山崎に拠り、宍粟・佐用両郡で六万石を領し、うち一万石を甥・弟三人に頒ち、慶安二年、石州浜田に転封して、五万石が幕領となり、代官小野長左衛門・豊嶋十左衛門・他二人に

より、一二、五〇〇石ずつの分割支配が計られたという。十左衛門は大坂代官であろうと前述したが、長左衛門は真正で京都代官と推定したい。多可郡黒田庄村々が本多氏転封のあと寛永十六年から幕領となり、寛文ごろより天和二年にかけて、京都代官中村左衛門が支配したという(『黒田庄町史』一六一頁)。京都代官中村左衛門が銀山奉行の任をもつて、多田銀銅山代官所に赴任したのは寛文元年十月で、彼が代官所務が不実の理由で職を放たれた天和二年十月まで代官所に勤務した。この代官所は多田銀銅山の繁栄により、従来の幕領のほか、替地により幕領とされた村々合計七二カ村を、銀銅山付として新設されたもので、左衛門放職後は逐次に京都・大坂・大津の諸代官の支配となった。延宝二年の「国々銅山所書」に、「摂津国多田御銅山中村左衛門様御代官所」とある。黒田庄村々が中村の支配下にあつたとすれば、多田代官の時代であろう。

(11) 「銀銅覚」。

(12) 「年々帳」一番。

(13) 『山崎町史』六八三頁に「万覚書」を引いて記している。

(14) 元禄十六年「銅座御用扣」

二 但播州銅山の産銅と大坂廻銅

但播州銅山のうち、産銅高が最大なものは生野銀山で、寛永年間にカタゲ吹が摂津の多田より伝えられたといわれ、カタゲ吹は南蛮鉸り・灰吹を一連のものとする吹き方であるから、銅・銀の製錬が行われたのである。生野の産銅は平岡四郎左衛門の伺書にみえるように、宝永二年（一七〇五）ごろより多くなつたので、それは鉸を豊富に掘った若林・千珠の両山の開発と関係があつて、これについては後に触れよう。鉸は広義には鉸石と同義にも使われる語であるが、生野では皆石（銀鉸）・石銀（鉛鉸石）に対し、銅鉸（黄銅鉸・斑銅鉸・黝銅鉸など）を特に指している。しかし生野関係の現存記録で産銅高に触れているのは、正徳三年（一七一三）以降である。同年より享保四年（一七一九）までは、銅・留粕・白目の出来高合計が記されていて、正徳三年分は一〇四、七五三貫七〇〇目（六五四、七一〇斤六二）とある。寛保元年―延享元年（一七四一―一七四四）は銅出来高を示し、その間の平均一カ年出来銅高は五八、一八四貫四五〇目（三六三、六五二斤八一）で、寛保三年の六九、一一五貫二〇〇目（四三二、九七〇斤）を最高とする。延享二年―天明四年（一七四二―一八四）は銅鉛出来高と、白目の出来ある年はそれをも記している。延享二年以来の一〇カ年ごとの平均一カ年出来銅高は次のようである（貫目で記されるが斤に換算した）。

延享二年―宝暦四年（一七四五―一七五四）	三〇六、九二六斤四三
宝暦五年―明和元年（一七五五―一七六四）	四五八、九四六斤九三
明和二年―安永三年（一七六五―一七七四）	四七九、二七六斤七五
安永四年―天明四年（一七七五―一七八四）	三五九、二一一斤六八

(宝永5年～正徳2年)

小畑銅	100斤に付値段	播磨銅	100斤に付値段
斤	匁	斤	匁
45,533	高中下 140 118 92.5	102,431	高中下 135.2 104 93
		23,300	高中下 110 99.5 84
		15,000	高中下 114.5 106.8 101.9
		14,400	高中下 200 150 100

(正徳2年～同5年)

小畑銅	100斤に付値段	樺坂銅	100斤に付値段
斤	匁	斤	匁
1,800	112		
2,025	112		
38,100	112	5,400	160
35,700	112	4,425	160

鑄物師銅825斤(同112匁), 同3年播磨新山2,450斤(同140匁), 同5年がある。新山は他国にも例があり, 新銅山の意味。

右の内で最高出来銅高は、明和三年の五九一、三四五斤二五である。さて、住友修史室所蔵の史料により、宝永五年—正徳二年(一七〇八—一七二二)に大坂の銅吹屋が買い入れた諸国銅のうち、但播州の銅高と一〇〇斤について値段は、第2表のとおりである。また第3表は、正徳二年から同五年までの大坂廻着銅高と代銀(表に省く)、一〇〇斤につき値段(表中の平は平均の意を、大坂町奉行の命により銅吹屋より届けでているもののうち、但播州銅の分を表示したものである。⁽²⁾)

第2表の正徳二年銅吹屋買入高は、同年三月末には銅座が廃止されたので、そのころまでの分を示し、第3表の同年廻着高は、同年六月になって長崎御用銅の銅吹屋請負のことが決定したが、それ以後の分であろうかと思われる。生野銅は鉸り銅であるが、他山の但播州銅は後年になって樺坂で銀鉸りを施行した例はあるけれども、一般には鉸らぬ荒銅であつ

第2表 銅吹屋買入但播州銅

年次	生野銅	100斤に付値段	明延銅	100斤に付値段
	斤	匁	斤	匁
宝永 5	311,271	高 111 中 95.5 下 85	16,400	高 100.5 下 89.3
6	550,364	高 108.1 中 98 下 93	15,200	93
7	336,000	高 110.5 中 99 下 94.5	24,700	高 94.3 下 92.3
正徳元	294,700	高 136 中 118 下 106	10,700	高 150 下 103
2	123,700	高 185 中 165 下 113	4,500	高 165 下 113

第3表 大坂廻着但播州銅

年次	生野銅	100斤に付値段	明延銅	100斤に付値段
	斤	匁	斤	匁
正徳 2	32,560	113	6,000	108
3	534,360	平 107.72	5,362.5	平 103.93余
4	658,880	平 106.52	540	105
5	702,250	104	330	104.5

表に記載のほか、正徳2年播磨大矢山銅1,100斤(100斤に付値段180匁)、
但馬和田銅9,920斤(同120匁)、播磨新山にあてられる1,515斤(同140匁)

た。しかし生野の鉸り銅は製錬法が拙く、大坂で再鉸りする例であった。すなわち生野銅はそのまま、間吹銅とともに大坂吹屋で小吹し、輸出用の棹銅なり地売向の諸型銅とするわけにはいかぬ。生野銅はじめ但播州の幕領出来銅は、そのころ原則的にすべて大坂へ廻送されたものとみてよい。しかし右の表の各年度の廻銅・買取高は、繰り越などもあるから、その年度の出来銅高というわけではない。また、以上のほかにも銅山があり、僅かな出鉞は、生野付近では生野の買吹が購入したであろうし、播州では播州銅として一括し、あるいは小畑・樺坂銅等を含めて取り扱われた形跡もある。

泉屋から宝永五年より正徳二年までの「銅買入高山銅登高代銀」を、町奉行

所へ届けた書付の控が残っている。生野銅・播磨銅もその中に含まれているが、買入銅と手山銅登高とを区別して記していないので、播磨銅が手山銅すなわち泉屋稼行銅山の産銅であるかどうかは不明である。しかるに別に已年すなわち正徳三年中の「銅買入高并手山銅登高代銀」の届出書付の控があつて、これには永松・秋田・尾去沢や生野等の買入銅と、別子等の手山の登銅を区別し、さらに手山銅の備中吉岡・日向日平・播磨小畑の諸銅のうち、若干を大坂の諸吹屋へ売り、残りを泉屋で吹いたことが記されている。また別に泉屋が記した「辰巳（正徳二、三）兩年手山銅廻着之覚」に、正徳三年中の登高として、播磨国小畑三、三七五斤とある。⁽³⁾これらによると、正徳三年には小畑銅山は泉屋の稼行山であつたことは疑いない。さらに正徳五年正月に、正徳四年中に播磨国小畑銅四二、〇七五斤（代銀八四貫一五〇目）が廻着したことを、大坂三郷惣年寄中へ届けている。第3表と比較すると、やや多いが、届出分の繰り入あるいは繰り越の差かも知れぬ。⁽⁴⁾

正徳二年三月、幕府は大坂の銅座を廃止したが、長崎廻銅高を確保するため、享保元年（一七一六）、諸国銅山の出銅状況に応じて割合高を定めて、大坂へ廻送させた。幕領のみでなく私領でも、重要な銅山に対して割賦したのである。享保元年・二年・五年度の但播州銅山の割合銅高と吹賃銀・出来棹銅高は第4表のとおりである。享保元年度の割合高は但播州で四六万斤で、生野役所支配下の出来銅である。⁽⁵⁾はじめ割合銅は生野銅四〇万斤、明延銅二、〇〇〇斤、播磨銅三〇、〇〇〇斤であつたが、明延銅は正徳三年以来出来銅がないといふので、代り銅として和田銅を回す積りとなり、また二八、〇〇〇斤を追割して、計四六万斤となつたのである。そしてこの四六万斤は生野役所より大坂へ廻送するということで、追割のこともあり、これを含めて但播州いずれの銅山よりなりとも出来銅次第に、結局四六万斤の数量を回す旨趣であり、このことを大坂町奉行より銅吹屋へ通達している。⁽⁶⁾翌享保二年の但播州割合

銅高は、四三三、〇〇〇斤で、その内の二二九、〇〇〇斤余は同年中に大坂へ廻着し、翌三年正月に入り、四、〇〇〇斤が届いた。享保二年冬に大坂町奉行所より銅吹屋へ対し、割合高四三二、〇〇〇斤のうち二〇万斤ほど減らす趣意を通告しており、そこで翌年正月には銅吹屋中より、以上の廻着分で但播州銅は皆済の積りとしてよいのでなからうかと届けている。⁽⁷⁾さらに六月になり、銅吹屋より諸山割合銅の廻着状況を町奉行所へ報告して、但州生野銅・播州所々の銅は、割合銅四三二、〇〇〇斤のうち二三三、四一八斤八七五が廻着して、一九八、五八一斤一二五不足であるが、前年十二月二十四日、不足について領承のことが仰せ渡されたと述べている。これは前述の二〇万斤ほどを割合高より減らすことの町奉行所よりの通達を指すのである。享保二年度の割合銅高・吹賃銀・出来棹銅高は第4表のとおりである。

さて享保三年より六年までの割合銅高は、但播州銅三〇万斤となっており、享保六年の廻着銅高は三〇万斤の内一八二、五二五斤六八七五と報告されている。⁽⁸⁾また享保五年度割合銅高三〇万斤の内訳・吹賃銀・出来棹銅高は第4表のとおりである。⁽⁹⁾この年の割合銅は享保四年十月に、但州銅二八五、〇〇〇斤、小畑・樺坂・鋳物師の播州三銅山で一五、〇〇〇斤を割り当てたのである。ところがこれが生野役所へ示されてから間もなく享保五年六月に、多可郡の右の三銅山の地域が姫路藩榊原氏の御預り地となり、割合銅の申し送りはあったが、一五、〇〇〇斤中の三、〇〇〇斤が大坂へ廻着したのみであった。そこでこの不足分は生野役所としては但州銅より補う結果となったのである。なお、享保六年度の割付も、同五年十一月に定められて、

一銅卷万五千斤 榊原式部大輔御預り地
播州銅山
一銅貳拾八万五千斤 飯塚孫次郎御代官所
但州銅山

第4表 但播州割合銅高・吹賃銀・出来棹銅高

(享保元年・2年・5年度)

年度	産 銅	割合銅高	吹 賃 銀	出来棹銅高	100斤に付吹減
享保元年 年度	生野銅	424,879.375 ^斤	124,914.53 ^匁	395,137.81875 ^斤	7 ^斤
	和田銅	2,000	187	1,900	5
	明延銅	1,533.125	361.81	1,456.46875	5
	小畑銅	30,000	4,230	28,500	5
	樺坂銅	1,587.5	471.48	1,476.375	7
2 年 度	生野銅	217,383.25	63,910.67	202,166.4225	7
	金木谷銅	2,000	588	1,860	7
	和田鉸銅	425	126.22	395.25	7
	小畑銅	12,000	1,692	11,400	5
	樺坂銅	1,610.625	478.35	1,497.88125	7
5 年 度	生野銅	282,000	33,574.92	262,260	7
	明延銅	15,000	1,382.25	14,250	5
	小畑銅	3,000	144.75	2,850	5

とあり、十二月三日、大坂町奉行よりこれが告知されて、泉屋主人も出頭している。しかるにこの播州銅も大坂廻着がなくなつて、役人不案内のため右のような不始末となつた次第を、江戸御勘定所へお断りしてよいかを、国元へ申し遣わしているが、御勘定所へかように届けても、銅吹屋としては支障はないかと泉屋へ尋ねている。⁽¹⁰⁾ なお、享保七年の割合銅は実施されなかったが、割付に「飯塚孫四郎御代官所但播州所々三十万斤」となっているのは、多可郡御預り地の銅山も、銅山に関しては生野代官所支配となっていたからで、これについては後述する。

割合銅の荷主は、大坂銅吹屋の荒銅請取証文によって、大坂・江戸の御金蔵または諸所の代官所より、代銀を受け取ることになっていた。享保元年十二月の「申年諸国御割合御用銅高并代銀吹賃銀勘定帳」に、但播州諸銅について泉屋では「代銀大坂ニ而ハ御渡不被成候」と付記しており、享保七年四月の子年(享保五)分の同じく勘定帳に、生野・明延・小畑

第5表 小畑銅山出来銅高・割合銅高・値段
(享保元年～4年)

年次	出来銅高	割合銅高	100斤に付値段
享保元	27,925 ^斤	30,000 ^斤	102.36 ^匁
2	24,500	12,000	112.26
3	8,000	15,000	150
4		5,800	新銀 71

第6表 長崎廻送但播州棹銅高・値段
(宝暦元年～4年)

年次	生野銅	100斤に付値段	柏木銅	100斤に付値段
宝暦元	60,000 ^斤	140.3 ^匁	105,000 ^斤	151.3 ^匁
2	90,000	135～134.3	105,000	151.3
3			105,000	151.3
4			105,000	151.3

銅につき、「代銀大坂にて御渡不被成」と書き加えている。享保四年度割合銅高は三〇万斤であり、代銀二一三貫一五九匁八九であったが、「石川四郎右衛門・長谷川庄五郎・鈴木運八郎・蘭部源次郎検見所御物成銀之内を以渡す」とみえて、生野役所の物成銀より支払われたのである。⁽¹¹⁾ 石川・長谷川両氏は、代官清野与右衛門の跡に享保三年九月より同四年九月まで、続いて鈴木・蘭部両氏は享保五年九月まで、御使御検見所として生野代官所を預ったのである。

この間泉屋は、稼行の小畑銅の割合高代銀を大坂御金蔵よりではなく、生野代官所より受け取るようになっていたのである。手山の別子銅代銀などはもとより大坂御金蔵より支払われた。これが勘定帳に特に生野支払を付記した所以でもある。さて享保元年以来の小畑銅山の産銅高・割合高・値段は、第5表のとおりである。ただし享保三年は正月より七月までの出来銅であり、同四年の値段は新銀で、目方半減の計算である。⁽¹²⁾ 享保元年十月、生野役所より小畑銅の御用銅出来積りを尋ねられたのに対し、泉屋よりは当申年は御用銅三万斤供出の予定はほぼ可能であるとし、ただ買上げ値段が下値では稼行を継続したいとし、生野支配所諸銅山御用銅買上げ値段なみの買上げを求めている。⁽¹³⁾

第7表 銅吹屋中買入但播州銅高・値段

(宝暦11・12年)

産 銅	宝暦11	宝暦12	100斤に付値段
生野銅	397,214 斤 余	346,472.3125 斤	181.2 匁
明延銅	2,609 余	10,321.25	175.7
瀬谷銅		2,478.75	184.1
柏木銅	36,307 余	35,130.625	189.7
勝浦銅	16,070 余	1,978.125	189.2
樺坂銅	14,855 余	15,101.25	249.4
金堀銅	13,205 余	603.125	230
寺谷銅	470 余	1,199.375	169.7
犬見銅	4,445 余	2,306.875	181.7
小畑銅		1,778.125	196

ついでに宝暦以後の但播州銅の大坂廻着高・大坂吹屋買入高などを述べよう。まず宝暦元年（一七五二）以来、長崎御用銅のため棹銅として買入れられて大坂より船積みし、長崎へ廻送された棹銅高を第6表に示す。⁽¹⁴⁾

(明和3年～安永3年)

柏木銅	樺坂銅	寺谷銅	勝浦銅	小畑銅	苔縄銅
斤	斤	斤	斤	斤	斤
12,540.1	8,605.5	398.1	8,280.3		
20,017.9	9,229.7	1,012.3	7,283.8	1,168.2	
10,374.3	6,358.6	589.5	1,970.9	8,444.3	
13,175	4,406.4	596.3	791.8	12,026.1	
3,355.7	7,618	208.1	396.2	7,072.8	138.5
398	1,606.2			4,034.1	
195.6	1,006.2			3,038.4	
95.7	103.8			1,469.6	90.7
790				3,138.6	

銅158匁、小畑銅157匁。安永3年に値増銀とも平均値段、生野銅148匁574余、明延銅148匁59余、安永元年同169匁89余、同2年同166匁5余。苔縄銅は明和7年・安永2年150匁。

柏木は播州多可郡の銅山で、元禄・宝永以前の妙見山銅山の後身かと思われるが、あるいはこの斤高は、他の播州銅を加えているかも知れぬ。また生野銅は出来銅の一部を御用銅にあてたのである。宝暦五年以後は秋田・南部・別子立川の三銅山の割合銅が長崎御用銅に当てられて、必要に応じて他の一、二の銅山の少量の銅が加えられたに過ぎない。なお、宝暦十一、十二年に大坂銅吹屋中で、長崎御用請入銅と地売買入銅を記した記録がある。これによると、但播州銅は第7表のとおりである。⁽¹⁵⁾この時期は但播州銅はすべて地売買入銅である。値段は宝暦十二年分のもので、平均値段である。

次に明和三年（一七六六）は第三次の銅座が設けられた年であるが、この年以來の地売銅の大坂買入高のうち、但播州銅高を第8表に示す。⁽¹⁶⁾これはもちろん荒銅である。なお、生野銅について「年々銅鉛白目出来高」による銅出来高を併記しておく。

さて銅座よりの代銀支払について、安永七年（一七七八）十二月の明延銅に対する銅座仕切書が残っている。住友修史室所蔵に若狭三光銅、また岡山県成羽町吹屋の長尾隆氏所蔵に吉岡銅に対す

第8表 銅座地売買入但播州銅高

年次	生野銅 斤	生野銅出来高 斤	明延銅 斤	瀬谷銅 斤
明和 3	398,536.6	591,346.25	9,468.5	
4	478,850	442,030	10,677.2	1,463.3
5	435,577	433,045.62	12,893.3	1,406.7
6	436,796.7	442,183.75	11,012.5	645.3
7	528,743.9	531,183.12	13,590.9	134.7
8	440,518.1	455,204.37	11,682.6	348.4
安永元	497,807.7	506,765	6,865.6	747.7
2	507,201.7	510,114.37	4,306.1	210.6
3	401,169.8	416,194.37	5,938.1	

表のほか明和3年但州田淵銅588斤8(100斤に付値段158匁)がある。

銅座買入値段は100斤に付安永2年まで生野銅148匁、明延銅148匁、瀬谷銅145匁、柏木匁315余、柏木銅159匁58余、小畑銅157匁9786。

樺坂銅は明和3年～5年156匁、同6年平均171匁31余、同7年同177匁66余、同8年同168

る銅座仕切書が多数あるが、いずれも幕末のものである。また、備中小泉銅の文化十五（文政元）年以後の銅座仕切書が、住友修史室所蔵の記録にみえる。いずれも、銅の受取方、代銀支払法など全く同じ形式・手続であって、おそらく明和三年銅座設置以来かように定まったのであろうと推定しておいた。⁽¹⁷⁾ところが右の安永七年の銅座仕切書においても同様であって、時期も古く、銅座設置のときに近い。次のとおりである。⁽¹⁸⁾

一但明延荒銅十箇 此掛改六十七貫九百目 此斤四百二十四斤四分

四百式拾目 此斤式斤六分 但百斤ニ付百目御入用

残四百二十一斤八分 此代銀六百二十四匁式分六厘四毛 但百斤ニ付百四十八匁替

外六匁二分四厘三毛 銀百目ニ付一匁御直増

メ六百三十目五分七毛（此内二十八匁、山元大坂迄持運賃・舟賃相渡来候由）

右銅吹屋直廻シ申付候ニ付外掛物無之、口錢別ニ銅座ニ相渡ス

右之通掛改請取相違無之ニ付、代銀六百三十目五分七毛問屋長野屋忠兵衛へ相渡遣候、為其仕切状依而如件

安永七戌年十二月

銅座役人中

泉屋清兵衛様^(佐)

（一）此内：は、留書の筆録人が追記した辞句であろう。宛名の清兵衛は佐兵衛の誤字で、明延の稼行山師、すなわち明延銅の荷主である。佐兵衛については後述する。但播州銅は一箇を六貫八百目とするが、銅座受取に当たり（実際は銅吹屋が当たる）目方を掛け改める。一般に名目より多少減る場合が多い。さらに一〇〇斤について一〇〇目を入目として控除して、残り分に対し、所定の代銀が支払われた。なお、入目については別に説明しているから、ここ

では省略する。支払は問屋に対して行われ、二分の口銭は別途に問屋へ渡された。

大坂西横堀長浜町の長(永)野屋忠兵衛は、西横堀西笹町大和屋喜兵衛・平野町一丁目銭屋四郎兵衛とともに、播州の金堀・寺谷・勝浦・小畑、但州瀬谷、また丹州佐々木などの諸銅の問屋を勤めていた。

さて安永三年に地売銅買入れの代銀一〇〇目につき一匁の値増しが行われたのである。第8表註の買入銅の値段によると、安永三年にいずれも値増しされているが、但播州銅について前年と対比すると次のようになる。

生野銅	一四八匁	一四八匁五七四余
明延銅	二四八匁	一四八匁三一五余
柏木銅	一五八匁	一五九匁五八余
小畑銅	一五七匁	一五七匁九七八余

値増しの割合がみな相違しており、柏木銅のみが正確に一〇〇目につき一匁の増となっている。右の値段は「百斤に付買入直段直増銀共に平均」として記されるが、安永三年の値増しの日時はよく調査していないけれども、その後、つまり二度以上にわたって大坂へ廻送し売り上げた値段を平均したものと思われる。なお、第8表に生野銅の各年度出来高と銅座買入高を表示したが、大坂廻送は繰り越分があるほか、代銀は掛改めの斤高より入目を控除した残りに対し支払われるのであって、かなりの差が生じる。これらを考慮すると、生野の出来銅はほぼすべて大坂へ廻送されたものとみてよいと思われる。

生野銅の銅座買上げについて文政二年(一八一九)ごろの記録と思われるものに、明和三年銅座はじまり以来の経緯を次のように述べている。明和三年銅座設置のとき、買上値段が銅一〇〇斤につき一四八匁、売下(吹銅)値段が二

第9表 生野銅等1カ年平均出来銅高
(寛政12年～文政2年)

産 銅	寛政12年～文化6年	文化7年～文政2年
生 野 銅	123, 122. 6875	84, 546. 9375
明 延 銅	1, 631. 7125	571. 15
大野倉銅	608. 125	
富士野銅		491. 25

二三匁、そのうち安永三年、銅一〇〇斤につき代銀六匁値増し、寛政三年(一七九二)、代銀一〇〇目につき値増し一匁、そのうち文化五年(一八〇八)五月九日、これまで代銀は二回の値増しで銅一〇〇斤につき一五五匁四八となり、その上に銀一七匁〇二を値増しして、都合一七二匁五となる。文化五年の売下値段は、銅一〇〇斤につき三五〇匁である。

右の記述には、安永三・寛政三の値増しを誤っており、代銀一〇〇目につき一匁の値増しは、安永三年のことではなければならぬ。売下値段は大坂銅吹屋で製錬した地売の吹銅のものである。また銅一〇〇斤につき六匁の値増しは寛政元年(天明九年正月)のことで、のちに樺坂銅山の記述のとき説明する。

さらに右の記録には、文化八年二月、買上値段四七匁増・売下値段三〇〇目、文化十四年三月、買上値段一七二匁五分・売下値段二七〇目に引き下げたとあり、文政元年十一月、買上値段一四二匁五分、売下値段二四〇目とさらに下げられた。文政二年八月、お触があつて、これまで銅座より月々定値段をもつて銅仲買株所持者へ吹銅の払下げがあつたが、以後は一度に三〇万斤ずつ、株の有無にかかわらず入札して売ることとなつたといふ。⁽¹⁹⁾

寛政元年より文政初年にかけての生野役所支配下の産銅高の報告がある。まず寛政元年—文政元年(一七八九—一八一八)三〇カ年の産銅高を斤数に改めると四、二二八、三九三斤三七五で、一カ年平均一四〇、九四六斤六五ほどとなる。次に文化七年—文政二年(一八一〇—一八一九)一〇カ年の生野銅ほか、生野役所支配下の諸銅の出来高と、その前一〇カ年(寛政十二年—文化六年)の出来高とを比較して増減が記されているので、平均一カ年の出来高を計算し、斤数を

もって第9表に示すこととする。⁽²⁰⁾

これによると、寛政・文化・文政と、出来銅の減少いちじるしいものがある。もっとも寛政六年、播州多可郡・神西郡の村々が大坂代官所支配に移されており、表の寛政十二年以後の諸銅のうち、多可郡・神西郡の銅がみえぬ。しかし出来銅の主力はやはり生野銅で、その減産がはなはだしいものがあつた。文化四年八月の生野代官布施孫三郎の御勘定所へあてた伺書に、「近来灰吹銀平均凡一ヶ年三百貫目余、銅拾貳万斤迄相劣」といつている。また同九年九月の同じく代官恩田新八郎の御勘定所あて伺書に、若林山が盛山のとき、生野銀山で一カ年灰吹銀五〇〇貫目より七〇〇貫目ほど、銅四〇―五〇万斤ほども出来たが、近来は若林山・千珠山そのほかの銀銅鉛を出す山が、深鋪強水と⁽²¹⁾なつて、稼行に支障を与え、鉛の出方がしだいに減少して、当時は一カ年に出来銅わずか七万斤余となつたと述べている。

なお、天保十二年(一八四一)より三カ年、銅座が買入れた地売銅のうち、但播州銅は次のとおりである。

生野銅	天保十二年分	六〇、八三五斤三、同十三年分	五七、一三七斤一、同十四年分	六一、〇四五斤四
明延銅	天保十三年分	二七六斤三		

天保十三年分に、右のほか生野白目まじり銅二一五斤七がある。⁽²²⁾

註

(1) 「百二十二番」生野銀山年々銅鉛白目出来高。『日鉱研』

二三六―二三九頁。

「正徳六年申四月廿九日於飛驒守(鈴木利雄)様被仰付候辰年より去末年迄四ヶ年分廻着銅之員数并直段付同代銀高之控

(2) 「去ル子年々辰年迄五ヶ年分買入銅高并買直段之書付」、

帳」。

(3) 正徳四年正月十八日銅吹屋仲間控「無名帳」。

(4) 「年々諸用留」二番 未正月十七日泉屋吉左衛門届書。

(5) 享保元年申十二月「申年諸国御割合御用銅高并代銀吹賃銀勘定帳」。

(6) 「年々諸用留」三番 申六月六日鈴木飛驒守様より御召

被遊被仰渡候御割合銅之書付之覚。

(7) 「銅会所公用帳」享保三戊戌年正月廿日銅吹屋共覚。

(8) 「享保元申々丑年迄諸国銅山江御割合銅御用銅之覚」。

(9) 「享保七年寅四月銅吹屋共 子年諸国御割合銅高并代銀吹賃銀諸入用勘定帳」。

(10) 「年々諸用留」四番 丑年長崎廻御用銅所々銅山江御割付高覚、十一月廿四日 榊原式部大輔(政邦)大坂御留守居岡

崎安右衛門書状。

(11) 「年々諸用留」四番 享保四亥年長崎廻銅代銀目錄。

(12) 「別子銅申々亥年迄出来高并御用売払方請掛高」。

(13) 「年々諸用留」三番 申十月 泉屋吉左衛門代徳右衛門

口上書。

(14)(16) 『近世社会経済叢書』7 大意書卷三・四。

(15) 「吹屋公用帳」宝曆十年正月吉日、去巳年中銅吹屋仲間中江御用諸入銅并地壳買入銅一ヶ年分、午年中地壳銅買入高覚。

(17) 小葉田淳「若狭三光銅の大坂廻送と銅座売上」(一)『住友修史室報』第八号、昭和五十七年)

(18) 「一番」明延荒銅之事。

(19) 「一番」銅座初り之事。

(20) 同、寛政元酉年々文政元年迄三十ヶ年出来高、文化七年年々文政二卯年迄十ヶ年出来高。

(21) 「銀証」文化四年八月 布施孫三郎 生野銀山出灰吹銀御吹上直増并出銅同所買吹共江買請之儀伺書、文化九申年九月 恩田新八郎 生野銀山之内蟹谷山・若林山水拔稼方御手当銀申年限ニ付跡稼方年延願出相糺候趣伺書。

(22) 「向山誠齋雜記」(乙) 甲辰雜記。

幕末期住友の経営危機と別家

今井典子

目次

はじめに

一 幕末の経営危機

二 家政改革と別家

三 家政改革と老分別家

四 嘉永期の借財の状況

おわりに

はじめに

住友の経営は、天保後期から嘉永前期にかけて、江戸時代において最大ともいえる危機に直面し、辛うじて破局を免れたのであるが、その経緯は今のところほとんど知られておらず、今後研究を積み重ねていく必要がある。ここではさしあたり、危機の大きさ、深さを示唆する細かな史料をいくつか示してみたい。また、その危機の克服には、別家たちが相当の役割を演じているようなので、別家の関与の仕方を紹介し、危機とその克服の一側面を述べてみたい。

一 幕末の経営危機

嘉永二年（一八四九）七月、住友は銅座役所に宛てて、銅座掛屋として預かっている銀子二、五二三貫目余の手当がつかないので、預かり銀の振り出しを猶予願いたいという願書を差し出した。これは誠に容易ならぬ事態である。経営危機の集中的表面化というべきこの事態は、銅座と三井組（住友と共同で銅座掛屋を勤めていた）の計らいによって、預かり銀の受払業務を三井組に委託し、同四年二月までに銀一、〇〇五貫目を調達して、何とか危地を脱することができたようである。⁽¹⁾これは決して突発的に起こったことではなく、このような事態に至るまでには、長期にわたる経営難と、その打開のための試みの経過があったのである。

前記の願書の翌月に銅座役所に宛てて差し出した願書の中で、事態を次のように弁明している。⁽²⁾別子銅山は文政度の湧水以来年々多額の損銀が出るので、家屋敷・田畑の質入れ・売り払いや他借りなどを重ね、その上米価の高値が続き、御用棹銅の御定値段では稼行できなくなったので、天保十三年（一八四二）から値増を歎願してきたが、なかなか聞き届けられず、損銀が累積していき、休業を願い出るまでになった。諸方預かり（借入）高も五、五二〇貫目余になってしまった。かつて文化十三年（一八一六）、別子の大風雨・焼失破損のときは、吹銅三〇万斤を拝借し、その返上残高は現在二万斤になっている。また文政三年・四年（一八二〇・二一）の大風雨のため夥しい損所ができたとき、また吹銅三〇万斤を拝借して、その返上残高は現在二万斤ずつ三年分ある。その外にも風雨破損・出火などが一八回もあった。文政八年から不意に鋪内の湧水が始まり、御見分を受けて御手当金なども下されたが、そのころから諸色が高値になり、文政八年から弘化元年（一八四四）まで二〇年間の銅山の諸経費・生産銅高そのほか風雨等による損害を

計算すると、銀一万二、五〇〇貫目余が全入足銀となり損失になったという。なお願書の趣旨は、銅山は弘化二年に増御手当を下さったので稼行を続け、また家政を改革して儉約するから、銅座預かり銀の滞りは年賦返済に願いたいというのである。

この文中にある銅山の損銀が二〇年間（満一九年）で一万二、五〇〇貫目に達したというのは、平均すると一年六〇〇貫目余という莫大なものになるが、このような数字も全く根拠のないものでもなさそうである。例えば天保十五（弘化元）年五月に、銅代の値増を願い出た際の申し立てによると、天保十二年から十四年までの平均で、棹銅一〇〇斤につき生産費は銀二七四匁三〇二、しかも当時の棹銅売上代は一七三匁六六一で、一〇〇斤につき一〇〇匁六四一の損失であり、御定高七二万斤では七二四貫六一五匁二の損失になると計算されている。⁽³⁾

また天保十一年十月、本店支配役源兵衛は「予州銅山一件愚存書」のなかで、天保八・九・十年の三年間、毎年続いて銅山は六三〇貫目余の損銀が出て、もし本店から下し銀をせず、銅代銀と御手当銀だけの送金で銅山仕入と諸雑費を賄ったら、これまでのようなやり方では、忽ち行き詰まるであろうと述べているから、銅山の収益外の資金を注ぎ込んでいたことが判明する。

しかし短期的にはともかくも、長期に亘って莫大な損銀が続いたということになると、やはりこのような数字の算出方法そのものの検討が必要になってくる。別子銅山の経営内容の解明は、住友の経営史研究上まず第一の課題であるといわねばならない。

なお右の銅座宛願書にあるように、損失を埋めるために不動産を処分している（第1表参照）。判明するだけでも天保初年に、銀一〇〇貫目近くに上る。

第1表 家屋敷・田地の処分

年次	所在	処分	値段	備考
天保元. 4	西高津町	売	11,500 ^{貫 匁}	
元. 6	西高津新地 8 丁目	〃	14,500	
元. 6	谷町 2 丁目	〃	40,000	
元. 10	京都衣棚	〃	4,300	
2. 4	京都粟田境内堀池町	〃	12,000	
2. 12	信保町	〃	12,500	
弘化元. 11	天王寺・今宮田地	質入	57,000	
2. 11	南本町 1 丁目	売	5,500	
嘉永 2. 7	安堂寺町 3 丁目	家質	17,000	
2. 9	今宮村田地	売	55,000	
2. 9	備後町 3 丁目	〃	56,000	
2. 9	安堂寺町 5 丁目	〃	60,000	
2. 10	南堀江 5 丁目	〃	128,000	
3. 4	錦町 1 丁目	〃	5,000	
3. 9	橋通 2 丁目	〃	63,000	嘉永元. 11 家質入
3. 11	本町 3 丁目	〃	50,000	〃 2. 7 〃
3. 12	順慶町 1 丁目	〃	24,000	
4. 3	九之助町 1 丁目	家質	16,000	
5. 11	野田村別荘	売	28,000	

出典) 「年々諸用留」

ところでこの願書では、銅座掛屋預かり銀滞りの理由として、別子銅山の経営難のことだけを述べているが、実は金融業の業績も大きな関連を持っていた。近世後期において住友の金融業は、江戸浅草米店の札差業、同中橋店の両替業と、大坂豊後町店の両替業があった。浅草米店は業界で有力な店の一つに数えられ、寛政の棄捐令や天保の札差貸付金無利息年賦返済令などによる、札差業界全体の浮沈に伴う業績の変動は避けられなかったものの、その都度回復し、とくに不調の場合の外は、剰余金を本店へ送り続けた。天保十二年の源兵衛の「愚存書」では、米店は近年は不時の損金があつて不繰合であるが、もともと三、〇〇〇両も貢金を登せていたのだから、現在も一、〇〇〇両くらいは可能だろうと見込んでいる。このころ御用金の上納が続き、

かなりの負担になっていた。もっともこの二年後に無利息年賦返済令が出たため、米店からの貢金は不可能になって、この見込みは外れた。天保十五（弘化元）年八月の源兵衛の言上書によると、却って大坂から五、〇〇〇両を送金しなければならなくなっている。

中橋店は文化三年から両替業を始め、同五年、本両替仲間に加わった。一橋家・田安家の掛屋をはじめ、諸藩の館入になり、また文政元年以来、改鑄に伴う金銀貨引替御用を引き受けるなど、有力な両替商としての体裁は整っていたが、内実は経営が不安定で、何度か経営難に陥った。

天保十五（弘化元）年十月の佐右衛門ら三人の「御窺書」には、かつて（文脈からみて文政ごろ）中橋店の資金繰りが差し支えて大変にも及ぶべきところ、そのころは本店に相当の蓄えがあり、別子銅山にも繰越の囲銅があり、江戸へ送金して危険を食い止めることができた⁽⁴⁾と述べている。文政十一年七月に申し渡された儉約の定の文中に、「江戸中橋店も近年夥敷損銀有之、兼而心痛致候処、当年者別而不融通ニ相成、此節急々壹万両差下シ不申而は、同所も及休店可申趣、当月五日出、道中四日限仕立状ヲ以申越」とあり、翌年中橋店の支配役が「差扣」を命ぜられて退職し、本店から手代が下向して「改革」したことがある。右の「御窺書」に述べているのは、このときの事態を指しているようである。

また天保六年にも損失が出て、前述の「愚存書」（天保十二年）には、中橋店は去る申年（天保七年）、源兵衛が出府して改革仕法を立て、だんだん立ち直ったので、今では貢金一、〇〇〇両はできるだろうと述べられている。中橋店については今後研究を進める必要があるが、少なくとも頼りになるような業績でなかったことは確かである。

大坂の豊後町店は、もと分家理兵衛家の両替店であったのを、文化十年に居宅・店舗と、松山・篠山藩館入などの

家業もろとも、本家が引き取ったもので、当主吉次郎友聞の次男甚次郎（友善、四歳）を分家させて、この店の名義人にした。本店の金融部門をこの店に移して発展させることを期したのであるが、文政元年十一月に、「豊後町江本家ニ而取扱居候諸屋敷掛屋引移、十一月廿八日店開⁽⁵⁾」とあるから、これより前の豊後町店は、営業店としての実質を備えていたのかどうかははっきりしない。

文政二年に銅座掛屋御用を命ぜられたとき、住友は甚次郎名義での引き受けを希望したが、それは聞き届けられず、当主吉次郎名義で引き受けることになり、豊後町店を二分して、住友吉次郎出店を設けた。翌年、江戸に続いて大坂でも金銀貨引替御用を引き受け、豊後町住友吉次郎両替店が引替所になった。もっとも「大阪両替手形便覧⁽⁶⁾」には吉次郎（のち改め甚兵衛）は、両替商ではないが手形の回る家の一つとして載っている。吉次郎が両替屋仲間にはいついた形跡はない。甚次郎は文化十一年に両替屋仲間に入り、文政十二年には十人両替に選ばれており、勿論「大阪両替手形便覧」に載っている。

住友吉次郎出店と泉屋甚次郎店は、家屋敷の名義や人別帳の上では、はっきり区別されてはいるが、実質的に二つの営業店が並立していたのかどうかははっきりしない。本店・豊後町店とも、帳簿など経営の基本史料が伝わっていないのでわかりにくい。本店の記録では両店を書き分けているようには見えず、ただ豊後町店（または北店）と書かれている。また例えば天保十二年八月に申し渡された儉約⁽⁷⁾の定に、豊後町店の手代も請書しているが、その順序は両店の手代が全く混じりあったものである。

むしろ住友の金融部門を担当するのが豊後町店であって、御用などの必要から、名義上二つの店にしていたのではあるまいか。そうだとすると店主である甚次郎の立場は、自分の家業を持つ分家の主人であるというよりも、本家の

出店を預かり、かたわら自分の商売をしているというような、そして本家の監督を受けているという、自立性の弱いものだったのであるまいか。

天保後期には豊後町店は、中橋店同様、あるいはそれ以上の経営難であった。他借りが急速に増えて行き、その状況を逐一数字で捉えることは困難ではあるが、次のような「庭帳」の記事によって、その一端を窺うことができよう。

天保十二年九月八日 嶋田八郎左衛門殿御為替銀百貫目、当九月来寅四月切借り入、證文・置手形共豊後町へ相廻、同処を取引参候事、此分当方名前ニ而借り入、豊後町入用相成事

嶋田との取引は、「庭帳」では天保十一年十二月五日、銀二〇〇貫目の借り入れが初見である。この後、取引記事が頻出する。

天保十三年五月二十五日 豊後町融通用ニ付、蒲嶋屋ニ而三百貫目、月六朱ニ而六月十一月限借入有之、本家を加判致候事

七月六日 豊後町入用三井取引式百貫目、当方御證文調印今日相済、加印甚二郎様

八月二十八日 銀百貫目錢屋馬之介殿を豊後町店へ取引致、旦那様御加印済、錢屋手代武兵衛殿来ル

九月十六日 豊後町取引百貫目亀屋伊兵衛借入御直加印、孫兵衛出勤

豊後町店が経営難に陥ったため、天保十四年閏九月に、本家が引き取って経営することになった。甚次郎が名義人を退いて、娘さちが名義人になり、源兵衛が代判及び取締方になった。源兵衛は同十年十一月に本店の支配役になって、住友の家政改革を推進してきた中心人物である。十一年十一月に支配役のまま日勤老分になり、十四年八月に支配役を辞して、日勤改革取締掛になっていた。本店支配役辞任は、後任が慣れるのを見届けた上で豊後町店の改革に

取組むためであったともいえよう。

しかし翌十月にさちが病死し、翌天保十五（弘化元）年六月、本家当主の孫盛六（四歳）を名義人にしたとき、源兵衛は代判にはならず、同店日勤に止まった。豊後町店閉店もやむなしとの考えを固めつつあったのであろう。同年八月の源兵衛の言上書（且那樣・若旦那様宛「謹而奉言上候」）には、住友の経営は年々難しくなつて、「他借者追々相嵩、最早借り入相手も無之、抱家敷・田畑等ハ不残質物ニ差入有之、何を以融通之手当ニ可仕哉、誠ニ必至と申場合ニ押移り申候、其上豊後町之大借、予州表之損毛并江戸表迄も六ヶ敷相成、何方共極々差詰り申候、迎も此姿ニ而ハ御家御相続ハ無覚束」いから、別子銅山の休業願いやむをえない、もし本当に休山になったら、どうして暮していくか、相当の覚悟が必要であるとして、改革案を種々書き上げている中に、豊後町店について、次のように述べている。

豊後町御店者大造之借財故、迎も御相続出来不申、是迄者銅座御掛屋御預り銀ニ而相凌居候得共、当夏俄ニ千五百貫目程御引上ケニ相成候故、其後者礎と差支、色々心配仕候得共、次第ニ手詰りニ相成、借り入ハ出来不申、其上最早銅座も格別入銀も有之間敷、左候ハ、弥融通之手段無之、是非一旦は休店不仕而者相成間敷、然ル時ハ中橋も同様ニ付、喜十郎（中橋店支配役）早々御呼登、夫等之御評儀被為在候様仕度候事

これから見ると、銅座掛屋預かり銀の滞りは、直接には金融業の不振のためらしい。別子銅山も、江戸・大坂の金融業もすべて不振、若狭三光銅山は着手したばかりで利益が出るに至らないという状況が、決して近年始まったことでもなく、経営難は久しく深刻であった。

二 家政改革と別家

経営の行き詰まりに直面して、儉約を申渡すということは、これまでも時々行われた。文政十一年（一八二八）七月に申し渡した定⁽⁸⁾の前文には、同八年から別子銅山で湧水が起こって困っていること、取引のある両替商錢屋弥助が休店した煽りを受けたこと、また江戸中橋店も近年多額の損銀のあることが述べられていて、この年から五年間、厳しく儉約することが、具体的に申し渡されている。続いて天保六年十二月⁽⁹⁾、同八年三月⁽¹⁰⁾にも儉約の申渡がある。

天保十年八月に源兵衛が本店支配役に就任し、十二月に店員の勤め方についての詳細な申渡、転役・賞罰の申渡が出された。住友の家政改革は、このときをもって始まったと考えられる。

前述のように、経営難は深刻であったというものの、その実態は今のところよくわかっていない。これと同じように、家政改革も、始まりはともかくも、その後どのように展開し、いつをもって終了したのか、すべては今後の研究に待たねばならない。その場合、別子銅山の経営がどのように推移したかを、まず明らかにする必要がある。また豊後町店・中橋店は結局閉店したが、その過程と結果はどのようであったか、ひいては住友の金融業はどのように変わったのか。全体として経理面の立て直しをどのように果たそうとし、どの程度実現したのか。それらを総合して始めて、家政改革の全体像が明らかになるであろう。

このような経営危機に直面して、別家にまで協力が要請された。なお住友では近世後期には、別家・末家の語が同義に使われていたが、本稿の叙述は「別家」を用いることにする。

まず天保十二年八月の儉約の定⁽¹¹⁾は、本店・吹所・豊後町店の店員の外、別家にも申し渡され、次いで同十五（弘化

元)年の吹初め(正月五日)には、一般の別家も参会するようにとの口上の廻文が出された⁽¹²⁾。それまでは老分や特定の別家だけが出席していたのである。このなかには同時に、又別家(別家の別家)も正月と中元に本家へ礼勤するようにとも指示されている。口上の宛先きは次のとおりである。

連蔵 藤右衛門 源兵衛 儀助 平右衛門 真兵衛 由兵衛 勘七 嘉右衛門 伊右衛門
正之助 喜兵衛 杢右衛門 松之助 藤五郎

これらは日頃出入している、大坂在住の別家で、このうち連蔵・藤右衛門・源兵衛は、本店支配役を勤めた老分別家、平右衛門はもと別子銅山支配役の老分別家である。その他は二代目以下の別家で、勘七の初代は元禄七年(一六九四)に別子銅山で殉職した助七であり、喜兵衛の初代は寛延元年(一七四八)に没しているなど、特に古い家柄である。また儀助は二代目で老分格、嘉右衛門・藤五郎は在勤者である。

この口上のなかには、又別家の「人別・町所并ニ御申付之年月(別家を許した年月)」を差し出すようにとの指示もあり、別家はそれぞれの別家を書き上げて差し出した。その名前は次のようである。伊右衛門のように又別家のいる別家もある。

連蔵 別家藤次郎
伊右衛門 別家勘兵衛・義助・由兵衛・弥兵衛 又別家覚兵衛
儀助 別家庄兵衛・新兵衛
ゆく 別家佐兵衛・伊兵衛・藤兵衛・清兵衛
由兵衛 別家金兵衛

喜兵衛 別家治兵衛

勘七 別家常助

同年八月、源兵衛は言上書のうちで、住友の経営危機について、別家に相談するよう上申している。

ケ程御大事ニ及候を、御親類・別家中江も御相談も不被遊候者、如何之思召ニ候哉、纔ニ実相寺之勸化ニさへ、別家中評儀仕候ニ、況哉御本家之御大事、別家之者不存と申而ハ、第一御本家之不念、別家之ものも申訳不相立候

そこで直ちに八月晦日と九月一日の両日に、別家に対して相談があった。⁽¹³⁾

八月晦日 本家銀談一条ニ付、別家連蔵・源兵衛・儀介・真兵衛・伊右衛門出勤、従若旦那様御直談之事

九月朔日 用談ニ付別家中寄合、於中ノ間旦那様方御面会之事

そもそも手代が別家を申し付けられるときに差し出す請書には、別家の守るべき事柄が列挙されており、そのなかに、万一本家の身上が衰え、別家が繁栄していたら、本家を助けるといふ条項が含まれている。しかしそれが発動されることは平素はないことであり、別家への相談は全く異例のことなのであるが、源兵衛の言上があつて短時日のうちに相談が行われているのは、すでに前からその機運が醸成されてきており、吹初め出勤や又別家の礼勤・書き上げなどはその準備であつたとみてよいであろう。そして源兵衛の言上がいわばきっかけになつたものと思われる。

これに対する別家の反応は早かつた。「庭帳」の記事に次のようなものがある。

九月六日 別家由兵衛調達銀式ノ目、来三月迄、月六朱半利足、佐右衛門請判

九月八日 別家永蔵(左右衛門父)調達三貫目、今日相納候事

九月十三日 別家義助を銀五目調達

このときの相談の詳しい内容や、別家の反応の全体はわかっていないが、これらは個別に調達したものである。銀額はあまり大きくはないが、別家の協力を得たことの意味は大きかったであろう。

同年十一月には、老分格の義助を老分日勤に、真兵衛を老分格日勤にした。いずれも先代が本家支配役から日勤老分になった別家の二代目である。

嘉永二年（一八四九）七月、はじめに述べたように、銅座掛屋預かり銀の振出猶予を願い出た。再び別家の協力が求められ、「末家中預り銀利足之儀も、当西七月より七朱之分は五朱、五朱之分は四朱利下ケ申付」という口達⁽¹⁴⁾（五月付）が、六月一日、式日出勤したところで申し渡された。別家は支給された家督銀のうち何ほどかを必ず主家に預け、いわば証拠金になっている。休息（退職）のとき、在勤中に借銀のできている者は、家督銀でその一部または全部を清算し、残った家督銀は利付預けを願い、借銀の残る場合には、預け銀の利息を借銀の年賦返済に充てる。別家が死ぬと、預け銀は相続人が引き継ぐ。適当な相続人のない後家や老母の扶助のために、利率が引き上げられることもある。なお利率は同年十二月、さらに引き下げられた。口達⁽¹⁵⁾に次のようにある。

去五月申渡候通、当暮迄相渡申度候得共、此節ニ至、如何様共可致手段無之間、甚乍不本意、又候利下申渡、当西七月不残月式朱半之積ニ而相渡候、乍去先日已来色々判形之心配ニも預り候事故、右廉を以三朱ニ相定、当暮利足可相渡候

同年十月には、吉凶や定例の儀礼はじめ暮し方を質素にするよう、非常の節は本家へ駆け付けるようにという口上⁽¹⁶⁾が出された。そして十一月十五日付で次のような口上⁽¹⁶⁾が出された。

口上

別家中江調達銀之儀被仰渡、当月朔日、御一統御寄合之上、御借入印形可仕段御請被成、其後助七殿諸方才覚被致候得共、談示難行届処、兼而御歎願申上候銅座御掛屋御預銀一条ニ付、昨十四日、從東御番所御呼出ニ付、御名代作兵衛殿并町内附添罷出候処、別紙之通ニ而、追々別家中及店方談合候も、御調子可有御座と奉恐入候、尤引替方調金者格段嚴重御預之儀ニ付、急々調金仕度、殊ニ北側（鴻池善右衛門）様も一昨日別紙御返事御座候、続而平野屋（五兵衛）様も御返事御座候ニ付而ハ、別家中空敷評義計仕居時節ニ無之候間、各様方御忝人宛調銀御出精可被成候

十一月十五日

支配方

この宛先きは次のようである（いずれも屋号泉屋）。

藤右衛門	儀助	佐右衛門	真兵衛	豊助	源兵衛	喜十郎	伊右衛門	助七	作兵衛
弥兵衛	由兵衛	杢右衛門	連蔵	勘七	正之助	喜兵衛	藤蔵	茂兵衛	種蔵
門	八郎右衛門	芳兵衛	治右衛門	政右衛門	小兵衛	義右衛門	卯兵衛	半右衛門	幸
右衛門	清兵衛	善蔵	治郎右衛門	藤兵衛	真七	定七	又兵衛	三右衛門	才右衛門

源助

ここには江戸（別家は江戸にも数軒あった）を除くすべての別家の名が挙げられているといつてよい。古い別家や遠国住居の別家で自然に縁が切れた者、逼塞や遠慮中の者を除いて、大坂はもとより、河内・近江・播磨・伊予の別家がすべて含まれている。これら別家の履歴を、判明する限りで簡単にまとめて、第2表に掲げた。なお右の文中にある

第2表 別家一覽 (嘉永2年11月)

名前	履歴
藤右衛門	老分 もと本店支配役 天保11休息 先祖以来別家
儀助	〃 先代は本店支配役 大坂大宝寺町住 質・紙商売
佐右衛門	〃 もと本店支配役 弘化2休息 大坂松屋町住 三光銅問屋
真兵衛	〃 先代は本店支配役 大坂心齋橋鋸屋町住 大切沢銅問屋
豊助	〃 前本店支配役 嘉永元休息
源兵衛	〃 もと本店支配役 天保11在勤のまま日勤老分 同14支配役退 弘化2隠居 嘉永2老分に復 大坂汐見橋住 荷請商売
喜十郎	老分末席 前中橋店支配役 嘉永2休息
伊右衛門	大坂本町住 先祖以来別家
助七	もと豊後町店支配役 弘化4休息
作兵衛	もと本店支配副役兼吹所差配役 嘉永2休息
弥兵衛	もと本店吟味方 弘化4休息 大坂白銀町住 油・蠟燭商売
由兵衛	先祖七右衛門は別子銅山支配役
杢右衛門	先祖以来別家
連藏	先代は本店支配役 大坂豊後町住 薬・糸商売
勘七	先祖助七は別子銅山支配役 大坂心齋橋鋸屋町住 白粉商売
正之助	先祖与四郎は中橋店勤 久右衛門は同支配役 大坂高麗橋1丁目住
喜兵衛	代々醤油商売
藤藏	もと吹所詰 天保14休息 茶商売
茂兵衛	先代は別子銅山支配役
種藏	先祖卯右衛門は長崎店支配役 大坂安堂寺町5丁目住 銅商売・伊勢御師仕送業
嘉右衛門	本店在勤 先祖は別子銅山支配役
八郎右衛門	〃 先祖は本店支配役
芳兵衛	〃 先代は本店支配役
治右衛門	近江住 前別子銅山支配役 弘化4在勤のまま老分 嘉永2休息
政右衛門	播磨住 もと別子銅山支配役 弘化元老分
小兵衛	〃 もと別子銅山元ノ 天保7休息後本店勤 嘉永元休息 同2 播州へ引取
義右衛門	伊予住 もと浅草店支配役 嘉永元老分末席
卯兵衛	別子銅山支配役 先代は別子銅山支配役
半右衛門	伊予住 もと別子銅山元ノ 嘉永元休息
幸右衛門	〃 もと別子銅山元ノ 弘化3休息
清兵衛	〃 もと本店大払方兼吟味役 嘉永2休息 先代は老分
善藏	〃
治郎右衛門	〃

(次頁へつづく)

名前	履歴
藤兵衛	伊予住
真七	〃
定七	河内松原村住 先代貞助は本店支配役
又兵衛	〃 出口村住 先祖以来別家
三右衛門	〃 額田村住 先代は別子銅山支配役
才右衛門	〃 出口村住 先祖は別子銅山支配役
源助	摂津住吉住 先祖以来別家

「引替方」は金銀貨引替御用のことで、銅座掛屋預かり銀の一件が引替方に波及することは、是非とも食い止めねばならなかった。また鴻池家・平野屋高木家とは姻戚関係にあった。

「庭帳」によると、銅座掛屋預かり銀の一件は、七月二十四日に別家に告げられている。

七月二十四日 別家中出勤、銅座御預り銀一条心得ニ申聞置候事

別家たちはこのたびは、何人かが連印して多額の借銀をし、主家の依頼に応えた。以下は「庭帳」にみえる別家中の調達銀に関する記事である。

八月二十四日 別家中調達銀之義ニ付寄合、銘々印形取置

十月十九日 右(長柄田安)御役所用別家中へ印形持参之廻状出ス 別家中

出勤

十一月二十三日 別家中幸橋御名目百三拾貫目借入印形相済

十二月二日 別家中幸橋借入銀百三拾目助七出勤、請取帰ル

十二月二十三日 吹田屋甚兵衛銀拾目、左右衛門・助七一札にて取引致

候事

嘉永三年八月十一日 近日三井取引ニ付、別家六軒へ印鑑取ニ藤七遣ス

八月十三日 三井組百五拾目取引、別家連印六軒

八月十五日 去冬幸橋借り入銀返済相済候ニ付、別家中連印之者へ、肴料として金百疋ツ、被下置候事、老分中なし

三 家政改革と老分別家

嘉永三年（一八五〇）正月五日、老分の藤右衛門・源兵衛・義助・佐右衛門・真兵衛・豊助・喜十郎（当時老分末席、二月七日老分）に対して、日々正午から八ツまで出勤するようにとの申渡があつた。⁽¹⁷⁾ そもそも老分がこのように多勢いること自体、異例のことであつて、改革において別家、ことに老分に重責が負わされていることが知られる。

老分は原則として、本店支配役・別子銅山支配役を勤めて休息になつた者が申し付けられ、重立つた別家として主家の後見役を勤めるもので、老分の地位は一代限りであり、自分家業をもつていた。大坂居住の老分は、一般の別家が出勤する日のほか、吹初め（正月五日）、帳祝い（正月十一日）、高津神社の祭礼（六月十七日・九月十七日）、吹子祭（十一月八日）などの行事に出勤し、また重要な相談には随時出勤した。本店支配役であつた者は、大抵ある期間日勤老分として勤仕した。天保以降嘉永初年までの老分は次のとおりである。

文政十三（天保元）年六月、本店支配役貞助が休息、日勤老分になつた。

天保二年十二月、別子銅山支配役卯兵衛が休息、老分として豊後町店詰になり、同六年四月、引退して伊予へ転居した。

同五年十一月、本店支配役伊右衛門と日勤老分貞助が遠慮を申し付けられたため、老分連蔵が支配預り、吹所差配役藤右衛門が支配副役になり、藤右衛門は翌年正月、支配役になつた。連蔵は文政元年から四年まで本店支配役を勤

めたのち日勤老分になり、同七年には日勤を退いていたのであるが、支配役と日勤老分がともに「遠慮」という事態が起こったため、出勤することになったのである。

同時に芳兵衛が老分格として出勤することになった。芳兵衛は貞助のあと伊右衛門より前に、短期間（文政十三年六月～九月）本店支配役を勤めたが、短期でしかも「聊子細も在之」ため、休息のとき老分にならなかつた。なお芳兵衛・伊右衛門と、天保初年に支配役が二代続いて役職を全うしなかつた事情については、今のところよくわからない。同九年十一月、別子銅山支配役平右衛門が休息、老分別家になり、大坂に居住して自分商売を営んだ。十一年六月から十二年七月まで銅山掛りを勤めたが、十五年三月に出入差止め、屋号取り上げになった。

同十年十一月、本店支配役藤右衛門が休息、日勤老分、続いて豊後町店詰になった。支配役には源兵衛が就任した。源兵衛は六年九月、吟味方のまま支配副役を兼ねることになった。本店から江戸中橋・浅草店の勘定改めに下向する役をたびたび勤め、中橋店の改革に当たったこともある。源兵衛より前の支配役は、ほとんど吹所差配役を経て支配役になっているから、源兵衛の履歴はやや異色あるものといえよう。源兵衛は十一年十一月には支配役のまま日勤老分になった。これも異例のことである。

天保十四年八月、源兵衛が本店支配役を辞し、佐右衛門が支配役に就任した。佐右衛門は子供るときから別子銅山に勤め、同十二年、元メのとき呼び登されて支配役見習いになっていた者である。異色ある支配役が二代続いたことになる。

源兵衛は本店支配役を辞して日勤改革取締掛りになり、続いて豊後町店の代判・取締方になった。しかしながら弘化二年八月、隠居を命ぜられた。改革に急進的であったために退けられたものだといわれている⁽¹⁸⁾。嘉永二年二月に老

分に復歸した。

天保十五(弘化元)年十一月、老分格の義助が老分日勤、真兵衛が老分格日勤を申し付けられた。真兵衛は翌年八月、老分になった。いずれも先代が本店支配役・日勤老分であった家柄であるが、当代は手代奉公の経験は短期あるいは皆無であったようである。義助は先代以来の家業(質屋・紙屋など)がある。真兵衛は先代以来の大切沢銅問屋のほか、当代は住友の諸藩の館入の名代(津山・篠山・紀州・対馬など)を勤めていた。このような別家が老分に登用されるのは異例のことである。

弘化二年八月、本店支配役佐右衛門が休息・日勤老分になり、前年来同役であった豊助が支配役になった。このときの老分をみると、連蔵は天保十五(弘化元)年に隠居、芳兵衛は同十一年に没しているから、藤右衛門・義助・真兵衛と佐右衛門である。別子銅山の支配役は前述の平右衛門のあと、彦兵衛、次いで政右衛門が就任し、当時は治右衛門に変わっていたが、彦兵衛は「遠慮」で終わったため、老分になっていない。政右衛門は老分になり、在所の播州に帰住した。藤右衛門は在勤中の借財が多額に及んだために叱責を受けたことがあり、おとなしい性格でもあったようである。義助・真兵衛は二代目であり、このとき佐右衛門が経営と家政の最高責任者になったとみてよい。

弘化三年十二月、銅座掛屋・金銀貨引替御用と田安家掛屋を豊後町店から本家へ引き取り、東店という場所で扱うことになった。引替御用の引き取りは大坂町奉行所の許可が遅れて翌年になった。次いで嘉永元年に豊後町店、同二年に中橋店が閉店(まもなく正木町の地借店で再開)することになる。

嘉永元年八月、本店支配役豊助が休息になったが、後任が馴れるまで職務を続けるよう命ぜられ、翌二年閏四月、日勤老分になった。支配役には徳兵衛が就任した。老分は前述の四人に豊助が加わって五人になった。⁽¹⁹⁾藤右衛門のほ

かは日勤である。五月に江戸中橋店支配役喜十郎が呼び登されて休息、老分末席になり、翌三年二月、老分になった。隠居を命ぜられていた源兵衛が、二年十二月に老分に復帰した。こうして老分が七人という異例の体制になった。

さて前述のように嘉永三年正月、老分全員に日勤の申渡があつたが、それぞれ都合を申し述べ、結局藤右衛門・佐右衛門・豊助・喜十郎の四人が二人ずつ隔日に出勤し、残る三人は三・八の日に出勤して、その日に老分の寄合を催すことになった。藤右衛門はのち、病氣のために日勤を辞した。

老分を含めた別家たちは、重要な取引先との応対の分担を決め、手分けして事態の処理に当たった。嘉永三年正月の分担は次のようである。⁽²⁰⁾

長柄(田安家) 喜十郎 手代一人

三山(熊野三山江戸堀御貸付所) 助七 茂兵衛

嶋田 豊助 助七

江戸取引三軒 佐右衛門 徳兵衛

東勘印(東御勘定方) 真兵衛

高野(高野山御修理方) 豊助

吹屋中 喜十郎 作兵衛

豊助取次月賦の口 佐右衛門 徳兵衛

炭安(炭屋安兵衛) 喜十郎

団野(河内御供田村団野佐兵衛) 助七

其外 茂兵衛

四 嘉永期の借財の状況

前述のように嘉永二年（一八四九）七月、銅座掛屋預かり銀二、五二三貫目余の手当がつかず、振り出し猶予を願い出て、同四年二月には、一、〇〇五貫目の調達ができた。前掲第1表のように、家屋敷・田地を処分すると、銀五〇〇貫目前後は調達できる。また別家の連印をもって、紀州家幸橋屋敷名目銀一三〇貫目を始め、田安家・三井組からも借り入れたことは前に述べた。滞り銀が振り出せるようになったという事は、資金が回転するようになったという事であって、どのようにしてそれが可能になったのか、全体として突き止めるのは容易ではない。しかし別家の寄与が小さくなかったことは間違いない。

天保十五（弘化元）年九月、本店・豊後町店の借財は、本家分が金二万両・銀二、七五七貫目余、豊後町分が金九、四〇〇両・銀五、九六〇貫目余で、その内訳は次の史料のようである。⁽²¹⁾

一 兼而御承知被為在候通、本家并ニ豊後町其外諸店不勘定ニ付、追年他借相嵩左ニ

一 式千三拾貫目余 口々

一 百五拾貫目 別家中

一 五百七拾七貫目 銅座御掛家

一 金貳万両 江戸中橋

内千両浅草

メ本家分

一五千九百六拾貫目余 口々

内三千九百七拾貫目貸有之

一金九千四百兩 引印

メ豊後町分

外ニ予州(別子銅山)・若州(三光銅山)入用、時々為替有之候事

当時有物

一金四千兩

一銀百貫目 近半預ケ

メ本家分

嘉永元年に豊後町店は閉店し、その借財は本店が引き受けたはずである。第3表は嘉永四年八月から十二月までの出銀見積りである。この見積りに基づいて、それぞれ手分けて支払いの猶予を依頼したものである。これを書き上げた書類の末尾に、合計一、二二四貫七九〇目、内三三五貫六〇〇目救引、残八八九貫一九〇目とあって、三三五貫六〇〇目だけは今回の支払いを回避している。

ここには生計費、別子銅山への下し金、吹所(長堀吹所は別会計になっていた)への支払い、他借りの返済・利息支払いなどが混在している。「新田様」というのは、山本新田に隠退している友聞(隠居)のことである。

他借りの銀主をみると、嶋田(八郎左衛門)・銭佐(銭屋佐兵衛、両替商)・銭忠(銭屋忠兵衛、両替商)・炭彦(炭屋彦五郎、

第3表 出銀見積り(嘉永4年8月~12月)

銀 額	摘 要	銀 額	摘 要
貫 匁 30,000	吹屋当座借用返済分	貫 匁 2,800	鴻重元入
18,900 =金300兩	引替方より当座借用返済分	=金45兩	
15,000	嶋田元入 8月25日限り	800	同上利息
4,000	同上利息	=金13兩	
94,500 =金1,500兩	銅山下し金 9月3日頃	3,150	錢佐元入
60,000	錢佐返済 9月限り	4,500	同上利息
20,000	9月前表払并手代小遣	=金72兩	
2,000	新田様 9月前分	5,000	米平利息
3,000	錢忠・炭彦・別家中9月前利息	65,000	越万12月限り返済
2,000	浮気講掛銀11口分	2,700	同上利息
1,500	浮気講方借用の利息 6ヵ月分	1,800	三井組利息10月中 50貫目の口
1,500	錢佐60貫目の利息 4ヵ月分	2,160	榎新利息 半季分
100,000	幸橋預り銀11月限り返済	660	山崎観音寺利息
5,400	同上利息6ヵ月分 9朱	9,880	*諸向利息
10,000	松山様の利息	6,000	別家中利息
84,000	別子吹賃当年中	30,000	極月前表払 小遣其外とも
21,000	仲間利息	400,000	予州下し金6,300兩分
9,600 =金150兩	高野山元入	2,600	団野佐兵衛4ヵ月分
3,000	同上利息 半季分	80,000	松山様御手当残にて立用
3,000	銅座拝借銀元入	2,640	三井組利息9月中 80貫目の口
3,200 =金50兩	田安様元入	1,224,790	計
20,000	東御勘定方元入		*諸向利息の内訳
30,000	平野屋返済 12月限り	320=金5兩	清涼寺
18,000	鴻池元入	2,160	朝岡氏
3,600	同上利息 10ヵ月4朱	350	孫橋町
1,500	平野屋利息	2,800	東御勘定方
30,000	炭彦12月限り返済 薩摩證文引当の口	210	吹田屋
7,900 =金125兩	近半元入	960	錢忠
2,500 =金39兩余	同上利息	760	炭彦
		400	河幸
		920	座古甚
		500	前借方
		500	国弥
		9,880	計

出典) 「銀操用談控」

十人両替)・幸橋(紀州藩)・松山(松山藩)・高野山(高野山御修理方)・銅座・田安家・東御勘定方・平野屋(五兵衛)・鴻池(善右衛門)・近半(近江屋半左衛門、十人両替)・鴻重(鴻池重太郎、両替商)・米平(米屋平太郎、十人両替)・越万(商越後屋万右衛門)・三井組・榎新・団野佐兵衛(河内讃良郡御供田村)である。

銀主には有力な両替商が多いが、その外に公金や大名、寺社からの借り入れもある。とくに紀州家幸橋屋敷からは、これまでも多額の借り入れをしている。これについて「庭帳」にみえるところは次のようである。

弘化元年十二月二十七日 豊後町取引幸町紀州様御貸付百五拾メ目借入、本家證印済

弘化四年六月朔日 豊後町借入三拾貫匁、幸橋紀州御屋敷證文三通調印

十二月二十二日 幸橋紀州様々借入、豊後町分調印

また紀州藩の扱う熊野三山御貸付金のうち銀三〇〇貫目を、嘉永二年六月に借入れ、返済が滞ったために町奉行所へ出訴されたが、結局三年九月に返済を完了している。⁽²²⁾

おわりに

住友の経営は、嘉永二年に銅座掛屋預かり銀二、五〇〇貫目余の振出不能という事態に陥ったが、これは突発的に起こったことではなく、おそらく天保中期以降の経営難が高じた結果である。その原因について、銅座に対しては、別子銅山の経営難をあげて弁明しているが、それもさることながら、それより大きな原因が、金融業の不振にあるらしいことは、前述したとおりである。

危機に直面して住友は、別家に協力を求め、別家もそれに応えた。家政改革の全体像はまだ捉えていないのではあ

るが、その際における別家の寄与ということは、一つの特徴たりうるであろう。そしてそれは危機を乗り越える上で一定の成果につながったものと考えられる。しかしながらこのような方法はやはり通常のものではなく、ましてや近代的な経営は、ここから相当の改革を経て、到達するものである。何度も述べるように、この時期の経営危機とその克服の過程の全体像を明らかにするためには、今後研究を重ねる必要があるが、住友の別家の歴史の上でも、この時期には異例な事態が多い。通常の場合の別家のあり方の調査を進めることも、異例の意味を明らかにする上で、必要なことである。

註

- (1) (2) 「銅座掛屋御用留」
- (3) 小葉田淳「鉱山稼行とその周辺―若狭、三光銅山の場合―」
- (4) (8) (9) 「年々諸用留」十三番
- (5) 「年々諸用留」十二番
- (6) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第五輯（大阪商科大学
経済研究所、昭和十四年）
- (7) (10) (11) (12) 「年々諸用留」十四番
- (13) 「庭帳」
- (14) (15) (16) (17) (20) 「改革達書」
- (18) 『別子開坑二百五十年史話』（株式会社住友本社、昭和十六年）
- (19) 外に別子銅山支配役治右衛門が、弘化四年八月、支配役のまま老分別家になり、嘉永二年十一月に休息、在所（近江）に帰った。また浅草米店支配役義右衛門が、嘉永元年十二月に老分末席になり、伊予に帰った。
- (21) 上書（佐右衛門・豊助・覚兵衛）
- (22) 「嘉永二酉十月廿日ヨリ、熊野三山拝借銀上納遅滞ニ付、紀州御役所始御奉行所懸り願書一件」